### 豊中市医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱

(目的)

第1条 病院が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的とする。

(検査対象施設及び実施時期)

第2条 医療法に基づくすべての病院を対象とし、原則年1回で毎年度3月末日までに完了するものとする。

(実施すべき事項)

第3条 第1表 (施設表) の事項及び第2表 (検査表) の事項のほか、医療法第25条第1項 の規定に基づき、大阪府知事、保健所を設置する市の市長が必要と認めた事項について実施 する。

(実施の方法)

第4条 医療法第25条第1項に基づく立入検査については、市長が任命した医療監視員が各施設に赴き又は書面により、第1表(施設表)を作成し、IVの検査基準のうち被検査施設の該当する検査項目について検査し、所要の判定を行った結果に基づき、第2表(検査表)等を作成する。

(各施設に対する指導等)

第5条 市長は、不適合事項があるときは、当該病院開設者又は管理者に対して当該事実を通知するとともに改善計画書の提出を求め、改善のために必要な指導を行う。

附即

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

| 附 | 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附目

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(年月日調査)

*都道府県名					管轄保健原	F/名		
*施 設 番 号					医療監視員	員氏名		
(1)施 設 名								
(2)開設年月日		(3) ‡	也域医	寮支援病	<b>詩院の承認年月</b>	目		
(4)所 在 地								
(5)電話番号								
(6)管理者氏名								
(7)開 設 者					機関の有無			
	1. 国(厚生労働				日赤		21. 私立学校	
	2. 国 ((独)国立				済生会		22. 社会福祉	
	3. 国(国立大学				北海道社会事	業協会	23. 医療生物	力 功
	4. 国 ((独)労働者				厚生連		24. 会社	
		国 ((独)国立高度専門医療研究センター) 15. 国民健康保険団体連合会 25. その他の法人						
	6. 国 ((独) 地	域医療機能推進	機構)		健康保険組合			
	7. 国 (その他)				共済組合及び		合会	
	8. 都道府県				国民健康保険	組合		
	9. 市町村	1.74. 1			公益法人			
	10. 地方独立行政	文法人	1	20.	医療法人			
(8) - 1	種 別	許可病床数	(稼働	病床数)	1 日平均入院患			
許可病床数等	一级		1		者数	(0) 0		1
及び	川又		(			(8) - 2		
1日平均入院	療養		(	,		$\frac{1}{(8)} - 3$	均入院新生児数	
患者数	精神		(	)				
	結核		(	)			匀入院患者数 E歯科・小児歯科・歯科口腔外科再掲)	
	感 染 症		(	)		【图件•福山	上图件·小先图件·图件口腔外件再询/	
	計		(	,				
(9) 病床区分の届と	出年月日			年	月	日		
(10) 診療科名						1		
内科	内科(^*			胃腸外			腫瘍放射線科	
呼吸器内科	内科(循			大腸外			男性泌尿器科	
循環器内科		物療法)		内視鏡			神経泌尿器科	
消化器内科	内科(感				ニック外科		小児泌尿器科	
心臓内科	内科(骨	<b>髄移恒</b> )		外科()			小児科(新生児)	
血液内科 気管食道内科	外科           呼吸器	1分子(		外科(z) 精神科			泌尿器科(妊績) 泌尿器科(妊績)	
胃腸内科	心臓血管				· /ギー科	産婦人科(生殖医療)		
<u> </u>	心臓外和			リウマ			美容皮膚科	
糖尿病内科	消化器外			小児科			歯科	
代謝内科	乳腺外和			皮膚科			小児歯科	
内分泌内科	小児外和			泌尿器			矯正歯科	
脂質代謝内科	気管食			産婦人			歯科口腔外科	
腎臓内科	肛門外和			産科	- , 1		神経科	
神経内科	整形外和			婦人科	•		呼吸器科	
心療内科	脳神経外			眼科			消化器科	
感染症内科	形成外和			耳鼻咽	喉科		胃腸科	
漢方内科	美容外和				ーション科		循環器科	
老年内科	腫瘍外和	4		放射線	·科		皮膚泌尿器科	
女性内科	移植外科	4		放射線	診断科		性病科	
新生児内科	頭頸部外	<b>外科</b>		放射線	治療科		こう門科	
性感染症内科	胸部外和	4		病理診			気管食道科	
内視鏡内科	腹部外和			臨床検			麻酔科	
人工透析内科								
疼痛緩和内科	膵臓外科      児童精神科							
ペーペクリニック内科	胆のう外科 老年精神科							
アレルギー疾患内科	食道外和	4		気管食道	道・耳鼻咽喉科			
(11) 1日平均外来原								
1日平均外来原				引) 耳鼻	咽喉科·眼科	<ul><li>精神和</li></ul>	화	
(再掲)歯科・知	喬正歯科・小児歯	南科・歯科口腔	的科					
1日平均外来原	患者数(通所リノ	·除く)						

(12) 1 日平均 調剤数	入 院	外	来	計	(13)			ト来患者に 心方せん数				
	職種	別	常	勤	非	常	勤	常勤換算	後	常勤	合	計
(14) 従業者数	1. 医師											
() () () () () () () () () () () () () (	2. 歯科医師											
	3. 薬剤師											
	4. 看護師											
	5. 准看護師											
	6. 看護補助	者										
	7-①管理栄養= ②栄養士	Ŀ										
	8. 診療放射線	技師										
	9. 理学療法士											
	10. 作業療法士											
	11. 助産師			1	す・無							
	12. 診療エックス線	技師		有	す・無							
	13. 臨床検査技	師		有	す・無							
	14. 衛生検査技	師		<b></b>	す・無							
	15. 臨床工学技	士		有	す・無							
	16. 視能訓練士			1	す・無							
	17. 義肢装具士			有	す・無							
	18. 言語聴覚士			<b></b>	す・無							
	19. 精神保健福	祉士		有	す・無							
	20. 歯科衛生士			有	す・無							
	21. 歯科技工士			_ <del></del>	す・無							
	22. 臨床研修医			<b>1</b>	す・無							
	23. 研修歯科医			<b></b>	す・無							
	24. そ の	他			育 (			) •無				

(15)	設備		室・床数等
設備概要	1. 手術室	有・無	室
	2. 臨床検査施設	有・無	
	3. エックス線装置	有・無	
	4. 調剤所	有・無	
	5. 給食施設	有・無	
	6. 分べん室	有・無	
	7. 新生児の入浴施設	有・無	
	8. 機能訓練室(単位:平方メートル)	有・無	m²
	9. 談話室	有・無	
	10. 食堂 (単位:平方メートル)	有・無	m²
	11. 浴室	有・無	
	12. 集中治療室 (ICU)	有・無	床
	13. 化学、細菌及び病理の検査施設	有・無	
	14. 病理解剖室	有・無	
	15. 研究室	有・無	
	16. 講義室	有・無	
	17. 図書室	有・無	
	18. 医薬品情報管理室	有・無	
	19. 救急用又は患者輸送用自動車	有・無	
	20. 無菌状態の維持された病室	有・無	
	21. 放射線治療病室	有・無	
	22. 診療用高エネルギー放射線発生装置	有・無	
	23. 診療用粒子線照射装置	有・無	
	24. 診療用放射線照射装置	有・無	
	25. 診療用放射線照射器具	有・無	
	26. 放射性同位元素装備診療機器	有・無	
	27. 診療用放射性同位元素	有・無	
	28. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	有・無	
	29. CTスキャン	有・無	
	30. 血管連続撮影装置	有・無	
	31. MR I	有・無	
	32. スプリンクラー	有・無	
	33. 自家発電装置	有・無	
	34. サイクロトロン装置	有・無	
	35. 滅菌装置 (オートクレーブ等)	有・無	
	36. 人工透析装置	有・無	ベット
	37. 体外衝擊波結石破砕装置	有・無	-
	38. 電子カルテシステム	有・無	
	39.		
	40.		
	41.		
	42.		
	43.		

	業	務	有(全	部)・有	(一部) •	無
(16)	1. 検体検査業務					
業務委託	2. 医療機器等の滅菌					
	3. 患者給食業務					
	4. 患者搬送業務					
	5. 医療機器の保守点	検業務				
	6. 医療ガス供給設備	の保守点検業務				
	7. 寝具類の洗濯業務	<del>;</del>				
	8. 施設の清掃業務					
	9. 感染性廃棄物の処	理業務				
	10. 医療用放射性汚染	物の廃棄業務				
	建	Į.	物	(単位: 🗵	平方メート	ル)
(17)	構造	建築面積	延面積			
建物の構造面積						
•	耐火構造					
敷地の面積	準耐火構造					
	その他					
	計					
		土 :	地	(単位: 🗵	平方メート	ル)
	病院敷地面積					
	許 可 4	事 項	許可年	月日	番	号
(18)	1. 開設者以外を管理	者に選任すること	느		第	号
医療法に基づく	の許可					
許可の状況	2. 管理者兼任許可				第	号
	3. 宿直医師免除許可				第	号
	4. 専属薬剤師免除許可	可			第	号
	5. 従業者の標準定員		(精神)		第	号
	(精神・結核・老人	• 療養型病床群)	(結核)		第	号
			(老人)		第	号
			(療養)		第	号
	6. 医師配置標準の特例技	#置に係る許可			第	号

		医療	管理	里 帳		業		防火・防		感染性	院内感 染対策	計
(10)		従事者		节記	显録	委	記	災体制	管 理	廃棄物	柴刈束	
(19)	A総項目数											
検	B対象項目数											
查	C適「○」数											
結	D否「×」数											
果	E非対象項目「一」数											
	百分率 B/A×100											
	百分率 C/B×100											

# Ⅱ 第1表(施設表)作成要領

本表は被検査施設について、その概要を表示する表である。

*	施 設 番	号	○医療施設基本ファイルの番号を記入する。
1	施設	名	○医療法に基づいて許可を受けた名称を記入する。
2	開設年月	目	○医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の
			2第1項に基づく届出に記載された開設年月日を記入
			する。
3	地域医療支援病	院	○医療法第4条第1項に基づく大阪府知事の承認を得た
	の承認年月日		年月日を記入する。
4	所 在	地	○郵便番号及び住所(番地まで)を、正確に記入する。
5	電 話 番	号	○代表番号を市外局番から記入する。
6	管 理 者 氏	名	○医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載さ
			れた管理者氏名を記入する。
7	開設	者	○該当するものの番号を選択する。
			○「1. 国(厚生労働省)」とは、厚生労働省が開設する
			病院をいう。
			○「2. 国((独) 国立病院機構)」とは、独立行政法人
			国立病院機構が開設する病院をいう。
			○「3. 国(国立大学法人)」とは、国立大学法人が開設
			する病院をいう。
			なお、国立大学法人が開設した大学の附属病院(分
			院)である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記
			入する。
			○「4. 国((独) 労働者健康安全機構)」とは、独立行
			政法人労働者健康安全機構が開設する病院をいう。
			○「5. 国((独) 国立高度専門医療研究センター)と
			は、独立行政法人国立高度専門医療研究センターが開
			設する病院をいう。
			□○「6. 国((独) 地域医療機能推進機構)」とは、独立行
			政法人地域医療機能推進機構が開設する病院をいう。 ○ 「7 宮(7 の体)・ トは、 宮界が閉ば滞ばれるのが閉
			○「7. 国(その他)」とは、国及び国に準ずるものが開
			設する病院で、上記「1.国(厚生労働省)」から
			「5. 国(独)国立高度専門医療研究センター)」まで のいずれにも該当しない病院をいう。
			(例:財務省、総務省、法務省、防衛省等の病院)
			○「8.都道府県」とは、

- 1 都道府県が開設する病院をいう。ここには地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の規定により、総務大臣の許可を受けて設立した都道府県一部事務組合が開設するものを含む。
- 2 都道府県立大学の附属病院(分院)である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。
- ○「9. 市町村」とは、
  - 1 市町村が開設する病院をいう。ここには地方自治 法第284条第1項の規定により、都道府県知事の 許可を受けて設立した市町村一部事務組合が開設す るものを含む。
  - 2 国民健康保険法施行法(昭和33年法律第193 号)第2条の規定により、国民健康保険法(昭和3 3年法律第192号)の施行後も引き続き国民健康 保険を行う普通国民健康保険組合が開設する病院も この区分に含む。
  - 3 市立大学の附属病院(分院)である場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入する。
- ○「10. 地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人 法(平成15年法律第118号)に規定される地方公 共団体が開設する病院をいう。
- ○「11.日赤」とは、日本赤十字社が開設する病院をいう。
- ○「12. 済生会」とは、社会福祉法人恩賜財団済生会 が開設する病院をいう。
- ○「13. 北海道社会事業協会」とは、社会福祉法人北 海道社会事業協会が開設する病院をいう。
- ○「14. 厚生連」とは、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院をいう。
- ○「15. 国民健康保険団体連合会」とは、国民健康保険法第83条の規定により設立した法人で、同法第84条の規定により都道府県知事の認可を受けた国民健康保険団体連合会が開設する病院をいう。
- ○「16.健康保険組合及びその連合会」とは、健康保 険法(大正11年法律第70号)の規定により設立し

た健康保険組合及び健康保険組合連合会が開設する病院をいう。

- ○「17. 共済組合及びその連合会」とは、次に掲げる 各共済組合及びその連合会が開設する病院をいう。
  - 1 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128 号)第3条の規定により設立された国家公務員共済 組合及び同法第21条の規定により設立された同連 合会
  - 2 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第15 2号)第3条の規定により設立された地方公務員等 共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、 警察共済組合、都職員共済組合、指定都市職員共済 組合、市町村職員共済組合等)及び同法第27条の 規定により設立された全国市町村職員共済組合連合 会
  - 3 私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)の規定により私立学校教職員共済制度を掌握するとされた日本私立学校振興・共済事業団
- ○「18. 国民健康保険組合」とは、国民健康保険法第 17条の規定により都道府県知事の認可を受けて設立 され、同法第3条第2項の国民健康保険を行う国民健 康保険組合が開設する病院をいう。
  - (注) 国民健康保険法第3条第1項の規定により国 民健康保険を行う市町村はこの区分には含め ず、「9. 市町村」の番号を○で囲む。
- ○「19.公益法人」とは、公益社団法人及び公益財団 法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49 号)第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人 が開設する病院をいう。
  - (注) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成18年法律48号)により認可された 一般社団法人又は一般財団法人は「25. そ の他の法人」とする。
- ○「20. 医療法人」とは、医療法第39条の規定に基づく医療法人が開設する病院をいう。
- ○「21. 私立学校法人」とは、

1 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条 に規定する学校法人が開設する病院をいう。 2 学校法人が設立した大学等の附属病院(分院)で ある場合は、「医育機関の有無」の欄に、有を記入す る。 ○「22. 社会福祉法人」とは、社会福祉法(昭和26 年法律第4号) 第22条の規定で認可され、第32条 で許可された病院をいう。 ○「23. 医療生協」とは、消費生活協同組合法(昭和 23年7月30日法律第200号) 第4条の規定によ る法人で、第10条第1項第6号に定める事業を行う 医療生協が開設する病院をいう。 ○ 「24. 会社」とは、従業員及びその家族のために開 設された病院で、大阪府知事から開設許可(医療法第 7条)を受けたものが会社である病院をいう。 (注) 開設許可を受けたものが会社の健康保険組合 である病院はこの区分に含めず、「16.健康保 険組合及びその連合会」の番号を○で囲む。 ○「25. その他の法人」とは、上記「19. 公益法 人」から「24.会社」までのいずれにも該当しない 法人が開設する病院をいう。 ○「26. 個人」とは、個人(法人格を有しない)が開 設する病院をいう。 ○「医育機関」とは、学校教育法(昭和22年法律第2 6号) に基づく大学において、医学又は歯学の教育を 行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、 大学研究所附属病院も含める。 許可病床数等及び ○許可病床数の欄には、医療法第7条の規定に基づいて 8 1日平均入院患者 許可を受けた病床数を記入する。 また、稼働病床数の欄には、医療計画上の参考とす 数 るため、許可病床数から当該年度4月1日現在で過去 1年間、患者の収容を行っていない病床数を除いた実 稼働病床数について記入する。 ○「1日平均入院患者数」の欄には、年度間の入院患者 延数をそれぞれ 暦日で除した数を記入する。(小数点 第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)

		・入院患者延数とは、年度間における毎日24時現在
		に在院している患者数を合計した数である。
		○「1日平均入院患者数(歯科・矯正歯科・小児歯科・
		歯科口腔外科再掲)」の欄には、歯科、矯正歯科、小児
		歯科及び歯科口腔外科の前年度における1日平均入院
		患者数を再掲する。
9	病床区分の届出	○「病床区分の届出年月日」の欄には、医療法等の一
		部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則
		第2条第1項に基づく病床区分の届出年月日を記入す
		る。
1 0	診療科名	○標榜している診療科名については、医療法施行令第3
		条の2に基づく診療科名に○を記入する。
		なお、これらの診療科名のほか、同条第1項第1号
		ハ又はニ (2) 若しくは第2号ロの規定による事項と
		組み合わせた名称を診療科名としている場合は、空欄
		に標榜している診療科名を記入する。
1 1	1日平均外来患者	○「1日平均外来患者数」の欄には、年度間の外来患者
	数	延数を実外来診療日数で除した数を記入する。(小数点
		第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)
		・外来患者延数とは、年度間における毎日の新来、再
		来、往診、巡回診療及び健康診断の数を合計した数
		をいう。
		・同一患者が2以上の診療科で診療を受け、それぞれ
		の診療科で診療録(カルテ)が作成された場合は、
		それぞれの診療科に計上する。
		・入院中の患者が、他の診療科で診療を受け、その診
		療科で診療録(カルテ)が作成された場合は、その
		診療科の外来患者として計上する。
		○「(再掲) 耳鼻咽喉科・眼科・精神科」及び「(再掲)
		歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科」の欄に
		は、それぞれ前年度における1日平均外来患者数を再
		掲する。
		なお、これらの診療科名に医療法施行第3条の2第
		1項第1号ニ(2)又は同項第2号ロの規定による事
		項を組み合わせた名称を診療科名としている場合は、
		組み合わせ前の診療科名を再掲すること。

1 2	1日平均調剤数	○「1日平均外来患者数(通所リハ除)」の欄には、医師及び看護師の標準数の算出に1日平均外来患者数から医師による包括的なリハビリテーションの指示が行われた通院リハビリ患者(ただし、実施計画の立案日等、医師による外来診療が行われた日を除く。)を除いた数値を用いる場合に記入する。 ○調剤数については、年度間の入院及び外来別の調剤延数をそれぞれ暦日及び実外来診療日数で除した数を記入する。(小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位ま
		で) ただし、この欄は、特定機能病院である場合にのみ記入する。 ○1枚の処方せんに2処方以上記載されている場合の調剤数は、原則として記載されている処方数とする。
1 3	1日平均外来患者に係る取扱処方せん数	○処方せんの数については、年度間の外来患者に係る取扱処方せんの数を実外来診療日数で除した数を記入する。(小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)・「外来患者に係る取扱処方せん」とは、院内の調剤所で薬剤師が外来患者に投与する薬剤を調剤するため必要な文書等を指し、その名称の如何を問わないものであり、患者に院外で調剤を受けさせるために交付する処方せん(院外処方せん)を含まないものである。
1 4	従 業 者 数	<ul> <li>○担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務内容によってその該当欄に計上する。したがって、取得資格のみによって記入しないよう注意する。</li> <li>例えば、看護師の資格を有する者を専ら看護学生の教育に従事させている場合は「その他」の欄に計上し、「看護師」の欄に計上しない。また、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。</li> <li>○「医師」、「歯科医師」欄については、医師(歯科医師)の免許を有し、診療に従事する者(研修医(研修歯科医)も含む。ただし、特定機能病院については、免許取得後2年以上経過していない医師を除く。)の数を、別紙「常勤医師等の取扱いについて」の3に基づ</li> </ul>

き、それぞれ常勤又は非常勤の欄に計上し、「薬剤師」 欄以降の各欄についても同様に常勤、非常勤別に計上 する。

なお、特定機能病院にあっては、免許取得後2年以上 経過していない医師の有無を「臨床研修医」欄に記入 する。

- ○「薬剤師」、「看護師」、「准看護師」、「管理栄養士」、「栄養士」、「診療放射線技師」、「理学療法士」、「作業療法士」、欄については、それぞれの関係法による免許を有する者の数を計上する。
- ○「看護補助者」欄には看護師(准看護師を含む。)の免許を有しないで、医師又は看護師の監督指示に基づき、看護の補助として介護にあたる者の数を計上する。
- ○「助産師」、「診療エックス線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学技士」、「視能訓練士」、「義肢装具士」「言語聴覚士」、「精神保健福祉士」、「歯科衛生士」及び「歯科技工士」欄については、それぞれの関係法による免許を有する者の有無を記入する。
- ○「その他」欄については、上記以外に何らかの免許等 を有する者であって特に記載する必要があるものがい る場合、職名及び有無を記入する。
- ○「常勤換算後」欄には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士の非常勤者について、別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数を計上する。
- ○「常勤合計」欄については、医療機関行政情報システムに入力することにより自動的に作成される。

#### 

- ○設備概要については、有・無を記入する。
- ○「1. 手術室」欄で有の場合は、「室・床数等」欄に設置室数を記入する。
- ○「2. 臨床検査施設」とは、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできる施設をいう。

- ○「5. 給食施設」とは、入院患者のすべてに給食する ことのできる施設をいう。
- ○「8.機能訓練室」とは、機能訓練を行うために必要な器械、器具及び十分な広さを有している施設をいい、「室・床数等」欄には、療養病床(経過的旧療養型病床群を含む。以下同じ。)の許可を受けた病院で当該病床に係る機能訓練室の面積を記入する。
- ○「10.食堂」の「室・床数等」欄には、療養病床の 許可を受けた病院について当該病床に係る食堂の面積 を記入する。
- ○「18. 医薬品情報管理室」とは、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えているものをいう。
- ○「22.診療用高エネルギー放射線発生装置」とは、 1メガ電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線又 はエックス線の発生装置をいう。
- ○「23.診療用粒子線照射装置」とは、陽子線又は重 イオン線を照射する装置をいう。
- ○「24.診療用放射線照射装置」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものをいう。
  - 骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置については、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量を超えるものであっても、放射性同位元素装備診療機器として届け出たものは、この欄ではなく、「26.放射性同位元素装備診療機器」の欄に記入することになるので注意すること。
- ○「25.診療用放射線照射器具」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する照射機器でその装備する放射性同位元素の数量が下限数量に千を乗じて得た数量以下のものをいう。

骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キプチャ・ディテクタ又は輸血用血液照射装置に

- ついては、それぞれ装備する放射性同位元素の数量が 下限数量に千を乗じて得た数量以下のものであって も、放射性同位元素装備診療機器として届け出たもの は、この欄ではなく、「26. 放射性同位元素装備診療 機器」の欄に記入することになるので注意すること。
- ○「26.放射性同位元素装備診療機器」とは、密封された放射性同位元素を装備している診療の用に供する機器で厚生労働大臣の定めるもの(昭和63年厚生省告示第243号)をいう。
- ○「27.診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって医薬品又は医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」という。)第2条第17項に規定する治験の対象とされる薬物等(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を除く。)をいう。
- ○「28.陽電子断層撮影診療用放射性同位元素」とは、密封されていない放射性同位元素であって、陽電子放射断層撮影装置による画像診断(PET検査)に用いるものをいう。この場合、放射性医薬品であるか否かを問わず、医療機関に設置したサイクロトロン装置により製造されたものを含むことに注意する。
- ○「29. CTスキャン」欄には、エックス線装置の中のCTスキャンの有・無を再掲する。
- ○「30.血管連続撮影装置」とは、エックス線透視を しながら上肢又は下肢の血管から挿入したカテーテル を、心腔又は血管内に進めて、内圧測定や採血(血液 の酸素含量の測定など)を行い、同時に造影剤を注入 してエックス線撮影ができるようにした機器をいい、 エックス線装置の中の血管連続撮影装置の有・無を再 掲する。
- ○「34.サイクロトロン装置」とは、陽電子断層撮影 診療用放射性同位元素を備えている施設において、陽 電子断層撮影診療用放射性同位元素を自施設で製造す るために用いる装置をいう。
- ○「35.滅菌装置(オートクレーブ等)」とは、患者に 使用した器具等に付着した増殖性を持つあらゆる微生

		物(主に細菌類)を完全に殺滅又は除去する状態を実
		現するために用いる装置をいう。
1 6	業務委託	○業務委託とは、医療機関の行う業務の一部を外部の専
		門業者に委託する場合をいい、該当の有・無を記入す
		る。
1 7	建物の構造面積・	○「建物」については、現有の建物の構造ごとに建築、
	敷地の面積	延面積を記入する。
		○「土地」については、病院の敷地の面積を記入する。
		(小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位まで)
1 8	医療法に基づく許	○医療法に基づく許可の状況については、許可を受けてい
	可の状況	る項目に許可年月日等を記入する。
		○「従業者の標準定員適用除外許可(精神、結核、老
		人、療養型病床群)」欄には、平成13年3月1日以前
		において旧法の規定に基づく許可を受けている場合に
		該当する項目について許可年月日等を記入する。
1 9	検 査 結 果	○この欄は、医療機関行政情報システムに入力すること
		により自動的に作成される。

# Ⅲ 第2表(検査表)作成要領

本表は、IVの検査基準に基づき、被検査施設の該当する対象項目ごとに判定欄に適、否を「〇」、「×」の記号で、また、該当しない項目には「一」の記号で記入する。

(注) [1医療従事者] は、医療機関行政情報システムにおいて、第1表作成により、歯科医師を除き自動入力される。

	( 牛	月日	調査)			
施 設 名						
[1 医療従事者]	前年判定	当年判定	前年	標準数必要数	当年現員	不 足
1-1 医師数			名	名	名	名
1-2 歯科医師数			名	名	名	名
1-3 薬剤師数			名	名	名	名
		-	名	名	名	名
1-4 看護師数			名	名	名	名
1-5 看護補助者数			名	名	名	名
1-6 (管理)栄養士数			名	名	名	名
A 総 項 目 数						
B 対象項目数						
C 適 「○」 数						
D 否 「×」 数						
E 非対象項目「一」数						
[2 管 理]	前年判定	当年判定		備	考	
2-1 医療法の手続	/					
1. 医療法の使用許可						
2. 医療法届出事項の変更						
3. 医療法許可事項の変更						
4. 地域医療支援病院、特定機能						
病院、臨床研究中核病院の承						
認						
5. 診療用放射線装置の届出						
2-2 患者入院状況	/	/				
1. 病室の定員遵守						
2. 病室以外の患者入院						
3. 精神病・感染症患者の一般						
病室への入院						
4. 病毒感染の危険のある患者						
の感染防止						
5. 装置、器具、同位元素治療患者						
の放射線治療室以外の入院防止						
6. 放射線治療病室への他の患						
6. 放射線石原内至への他の思 者の入院防止						
2-3 新生児の管理	/	/				
	/	/				
1. 管理及び看護体制         2. 避難体制						
2. 避無性的 2-4 医師の宿直						
2-4 医師の相直 2-5 医薬品の取扱い	/	/				
	/	/				
1. 毒劇薬の区別と施錠保管     2. 毒劇薬の表示						
2. 毎劇架の表示 3. その他の医薬品の管理						
and the same of the same of the same						
4. 調剤所の衛生と防火管理         2-6 医療機器等の清潔保持及	/	/				
		/				
び維持管理						
1. 医療機器及び看護用具の						
清潔保持						

[2 管	章 理]	前年判定	当年判定	備	考
2.	病棟諸設備の清潔保持				
2 - 7	調理機械・器具の清潔保 持及び保守管理				
2 - 8	職員の健康管理				
2 - 9	医療の情報の提供				
2-10	医療に係る安全管理のため の体制確保	/			
1.	医療に係る安全管理のため の指針の整備				
2.	医療に係る安全管理のため の委員会(医療安全管理委 員会)の設置及び業務の実 施				
3.	医療に係る安全管理のため の基本的事項、具体的方策 についての職員研修の実施				
4.	事故報告等の医療に係る安 全の確保を目的とした改善 のための方策				
5.	医療事故に係る再発防止策 の周知及び遵守			<ul><li>※総務省からの医療安事項</li></ul>	全対策に関する勧告
6.	医療安全管理責任者の配置			特定機能病院、臨床研究病院及び歯科医師 臨床 (臨床研究中核病院の場 係る安全管理を行う者」 歯科医師臨床研修施設の 安全管理を行う者」と 病院及び歯科医師臨床 可)	研修施設の該当項目 場合は「専任の医療に 、臨床研修病院及び D場合は「医療に係る ける。なお、臨床研修
7.	医療に係る安全管理を行う部門の設置及び業務の実施			特定機能病院、臨床研究病院及び歯科医師臨床 (臨床研修病院及び歯 施設の場合は「安全管理	研修施設の該当項目 科医師臨床検証研修
8.	患者からの相談に適切に応 じる体制の確保			特定機能病院、臨床研 臨床研修施設の該当項目 (臨床研究中核病院の場 又はその家族」とする。	多病院及び歯科医師 目 場合は「研究の対象者
9.	院内での死亡事例を遺漏なく 把握できる体制の確保等				
10.	事故等事案の登録分析機関 への提出			特定機能病院及び事故等	報告病院の該当項目
2-11	院内感染対策のための体制 確保	/			
1.	院内感染対策のための指針 の策定				
2.	院内感染対策のための委員 会の開催				

[2 管 理]		前年判定	当年判定		 考
3. 従業者に対する		–	=	****	
策のための研					
4. 感染症の発生状					
の他の院内感染	と対策の推進				
を目的とした改					
方策					
5. 専任の院内感染	対策を行			特定機能病院の該当項目	<b> </b>
う者の配置状	況				
2-12 診療用放射線に	係る安全				
管理体制の確保					
1. 診療用放射線に	係る安全				
管理のための責	任者の配置				
2. 診療用放射線の	安全利用の				
ための指針の策	定				
3. 放射線診療に従	事する者に				
対する診療放射	線の安全				
利用のための研	修の実施				
4. 放射線診療を受	ける者の				
当該放射線によ	る被ばく線量				
の管理及び記録	その他の診療				
放射線の安全利	用を目的とし				
た改善のための	方策の実施				
2-13 医薬品に係る第	を全管理のた				
めの体制確保					
1. 医薬品の安全使	用のための				
責任者(医療品)	安全管理責任				
者) の配置状況					
2. 従業者に対する	医薬品の安				
全使用のための	研修の実施				
3. 医薬品の安全使用	月のための業				
務に関する手順書	書の作成及び				
手順書に基づく第	美務の実施				
4. 医薬品安全管理	貴任者による				
前記3. の業務の	定期的な確認				
の実施					
5. 医薬品の安全使	用のために				
必要となる未承					
の使用の情報そ					
収集その他の医	薬品の安全使				
用を目的とした	改善のための				
方策					
2-14 医療機器に係る					
ための体制確					
1. 医療機器の安全					
の責任者(医療					
責任者)の配置					
2. 従業者に対する					
安全使用のため	の研修の実施				

_				<u> </u>	表 	4/8
	2	管 理]	前年判定	当年判定	備	考
_	3.	医療機器の保守点検に関す				
		る計画の策定及び保守点検				
		の実施				
	4.	医療機器の安全使用のために				
		必要となる未承認等の医療機				
		器の使用の情報その他の情報				
		の収集その他の医療機器の安				
		全使用を目的とした改善のた				
		めの方策				
2 -	-15	ドクターヘリの運航に係る			ドクターヘリ基地病院であ	
		安全の確保			受けていない場所に離着陸	
					機関等の依頼又は通報に基の該当項目	フハッイない理加」を行り病院
	1.	ドクターヘリの運航に係る			N N N N N N	
		要領の策定				
		2101 2102				
	2.	運航要領に定められた事項の				
		遵守			47 1 34 34	
2 -	-16				努力義務	
		新規医薬品等を用いた医療を				
		提供するにあたっての必要な				
	1.7	措置				
2 -	-17	特定機能病院における安全管	/	/		
		理等の体制				
	1.	医療を受ける者に対する説明			特定機能病院該当項目	
	-	に関する責任者の配置状況				
	2.	診療録等の管理に関する責任			特定機能病院該当項目	
	-	者の選任状況				
	3.	高難度新規医療技術を提供する。世界は温			特定機能病院該当項目	
<u> </u>		るに当たっての措置状況			At a Latte	
	4.	未承認新規医薬品等を提供す			特定機能病院該当項目	
		るに当たっての措置状況			at a late to the start of the sec	
	5.	監査委員会の設置状況			特定機能病院該当項目	
	6.	入院患者が死亡した場合等の			特定機能病院該当項目	
		医療安全管理部門への報告				
		状況				
	7.	他の特定機能病院の管理者と			特定機能病院該当項目	
		連携した相互立入及び技術的				
L		助言の実施				
	8.	医療安全管理の適正な実施に			特定機能病院該当項目	
		疑義が生じた場合等の情報提				
		供を受け付けるための窓口の				
		状況				
	9.	管理者のための研修の実施			特定機能病院該当項目	
		状況				
			•	•	<u> </u>	

[2	管 理]	前年判定	当年判定	備	考
2 - 18	検体検査の業務の適正な実	/	/		
	施に必要な基準への適合				
1.	検体検査の精度の確保に係る				
	責任者の配置				
2.	遺伝子関連・染色体検査の精				
	度の確保に係る責任者の配置				
3.	標準作業書の常備及び検体検				
	査の業務の従事者への周知				
	. 作業日誌の作成				
5.	台帳の作成				
6.	検体検査の精度管理のための			努力義務	
	体制の整備				
7.	遺伝子関連・染色体検査の			努力義務	
	精度管理のための体制の整備				
2 - 19	サイバーセキュリティの				
	確保				
2 - 20		/			
	する面接指導の実施及び休				
-	息時間の確保等の状況				
	面接指導の実施状況				
2.	面接指導実施後の就業上の				
	措置				
3.	労働時間短縮の措置				
4.	特定労務管理対象機関の医師				
	への勤務間インターバル及び				
	代償休息の確保				
2 - 21				医療法人立病院の該当項	目
	等の報告				
Α	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「○」数	_			
D	否「×」数				
Е	非対象項目「一」数				

[3 帳	票・記録]	前年判定	当年判定	備	考
3 - 1	診療録の管理、保存				
	助産録の管理、保存				
	診療に関する諸記録の整理				
	保管				
3 - 4	エックス線装置等に関する	/	/		
	記録	,	,		
1.	装置及び器具の使用時間				
1.	の記録及び保存				
2.	装置、器具、同位元素及び同				
	位元素による汚染物の記録				
	及び保存				
3.	線量当量等の測定、記録				
0.	及び保存				
A					
4.	治療用エックス線装置等の対射線長の測字保存				
	の放射線量の測定保存				
3 - 5	院内掲示				
Α	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「○」数				
D	否「×」数				
Е	非対象項目「一」数				
[4	業務委託]	前年判定	当年判定	備	考
4 - 1	検体検査				
4 - 2	滅菌消毒				
4 - 3	食事の提供				
4 - 4	患者等の搬送				
4 - 5	医療機器の保守点検				
4 - 6	医療ガスの供給設備の保守				
	点検				
4 - 7	洗濯				
4 - 8	清掃				
4 - 9	感染性廃棄物の処理				
4 - 10	医療用放射性汚染物の廃棄				
A	総項目数				
В	対象項目数				
С	適「〇」数				
D	否「×」数				
Е	非対象項目「一」数				

第2表 検 査 表

[5 防火・防災体制]	前年判定	当年判定	備	考
5-1 防火管理者及び消防計画				
5-2 消火訓練・避難訓練				
5-3 防火・消火用設備の整備				
5-4 点検報告等				
5-5 防災及び危害防止対策				
A 総項目数				
B 対象項目数				
C 適「〇」数				
D 否「×」数				
E 非対象項目「一」数				
[6 放射線管理]	前年判定	当年判定	備	考
6-1 管理区域	/	/		
1. 管理区域の設定と標識				
2. 管理区域への立入制限と被ばく防止の措置				
6-2 敷地の境界等における防護措置				
6-3 放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示				
6-4 放射線装置・器具・機器及び同位元素の 使用室・病室の標識	/	/		
1. 診療室及び各装置・機器使用室並びに治療 病室としての標識				
2. 各使用室の出入口の構造				
6-5 使用中の表示	/	/		
1. 使用室の出入口の標識				
2. 放射線の発生・照射が自動的に表示する装置				
6-6 取扱者の遵守事項	/	/		
1. 作業衣の着用	•	·		
2. 同位元素に汚染された物の持出し禁止				
6-7 従事者の被ばく防止の措置				
1. 放射線診療従事者の被ばく防止の措置				
2. 1.のうち眼の水晶体の被ばく防止の措置				
6-8 患者の被ばく防止の措置				
6-9 器具又は同位元素で治療を受けている 患者の標示				
6-10 使用・貯蔵等の施設設備				
6-11 照射器具及び放射性同位元素の管理	/	/		
1. 照射器具の紛失防止				
2. 放射性同位元素の廃止後の措置				
6-12 障害防止措置				
6-13 閉鎖施設の設備・器具	/	/		
1. 外部に通じる部分の閉鎖のための設備等				
2. 排液処理槽の開口部の構造と人の立入禁止 措置				
6-14 放射性同位元素使用室の設備	/	/		
1. 放射線測定器、汚染除去器の設置				
2. 準備室の排気設備				

[6 放射線管理]	前年判定	当年判定	備	考
6-15 貯蔵箱等の障害防止の方法と管理	/	/		
1. 貯蔵容器等の防護				
2. 容器の構造と材質				
3. 標識の標示				
6-16 廃棄施設		/		
1. 排液処理槽の構造				
2. 排気設備の空気拡散防止の設備				
6-17 通報連絡網の整備				
6-18 移動型エックス線装置の保管				
6-19 陽電子断層撮影診療用放射性				
同位元素の使用体制の確保				
1. 放射線障害の防止に関する予防措置				
2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元				
素を使用できる医師又は歯科医師の				
配置				
A 総項目数				
B 対象項目数				
C 適「○」数				
D 否「×」数				
E非対象項目「一」数				
[7 部門合計]				
A 総項目数				
B 対象項目数				
C 適「〇」数				
D 否「×」数				
E 非対象項目「一」数				

[感染性廃棄物]	前年判定	当年判定		考
① 特別管理産業廃棄物の管理	, , , ,			•
② 帳簿				
③ 収集・運搬・管理	/	/		
1. 分別しての収集・運搬・管理				
2. 収納容器及び取扱注意事項の表示				
3. 関係者以外の立入禁止				
④ 委託				
1. 運搬業・処分業の許可の確認				
2. 契約書記載事項の確認				
3. 特別管理産業廃棄物管理票の交付				
4. 特別管理産業廃棄物管理票の				
確認及び保管				
[院内感染防止対策]	前年判定	当年判定	備	考
① 院内感染対防止策				
[合 計]				
A 総項目数				
B 対象項目数				
C 適「○」数				
D 否「×」数				
E 非対象項目「一」数				

## IV 検査基準

#### 検査基準の説明

- 1 判定は細分類の項目番号(例1-4)の付されている検査項目ごとに行うこと。
- 2 判定の表示は、検査項目に適合している場合は「○」、適合していない場合は「×」を、検査の対象とならない 検査項目については「一」を、それぞれ第2表(検査表)の「判定」欄に記入する。
- 3 「※」の印が付されている項目は、その印の後に記載されている病院についてのみ検査対象とする。
- 4 判定に当たって検査対象施設が全くない場合は、その施設に関する検査項目はすべて適合していないものとして取り扱う。

項目						
	項目	根拠法令	描	亜	備	考
	, , , , , , ,	1240-12-11-	1161	女	N14	,
項番号 1 1-1	項 目 <b>医療従事者</b> 医師数 患者数に対応がいるか。	条第1項第1号 (以下「法 21.1.1」等 という。)	科、眼科又は精神 5)をもって除 定数)が52までは が52を超える場	意の計算方法は次 養数神み病の計算方法は次 病を3床の歯科の来の事でをもびったの歯科の来の歯科の来の動物の来ののののでは、 かり、外のは当れののでは、 は10ででは10ででは10ででは10ででは10ででは10ででは10ででは10で	療養 精神 結核 ※外来患者数 2 ※医師の標準数を算出 数」については、外来 よる包括的なリハビリ が行われた通所リハビ 施計画の立案日等、医 行われた日を除く。) いることも可能。 (90+50/3+30/3(*a)+25 (*c))/16+3(*d)= (90+16.666…(*e)+10+ = 189.6/16+3=14.85 ( … (*a)…大学附属病院等 (*b)…眼科、耳鼻いん は 5 (*c)…療養病床が50%を (*d)…療養病床が50%を (*e)…端数が出る場合	患者延数から医師に テーションの指示 リ患者 (ただし、実 師による外来診察が を除いた患者数を用 +250/2.5(*b)-52 25+100-52)/16+3 人) … (医師の標準数) は30/1 こう科又は精神科 と上回る病院は36 と上回る病院は2
		法22の2. 1. 1 則22の2. 1. 1	児歯科及び歯科 患者を除く。)の (歯科、矯正歯 び歯科口腔外科	ている場合は、 十、矯正歯科、小 十口腔外科の入院 数と外来患者 計科、小児歯科及 斗の外来患者を除 をもって除した	(計算事例) ②入院患者数 一般 5 外来患者数 (歯科、短歯科口腔外科を除く。): (550+300/2.5)÷8=	50人 喬正歯科、小児歯科及び 300人 とすると

項目					
番号	項	目	根拠法令	摘    要	備考
				なお、医師免許取得後2年以上経過していない医師については員数に含めない。 ※「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15 健政発第98号(令5.3.31一部改正)参照)	(規則第22条の2第3項関係)
			則43の2	③医学を履修する課程を置く大学に附属する病院(特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。)又は100人以上の患者を入院させるための施設を有し、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を有でについては、療養病床にについては、療養病床にについては、療養病床にについては、療養病床に「生命を引きた数と、病室の入院患者(歯科、切り、病室の入院患者をいるの人院患者を除く。)の教を2.5(歯科、患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽喉科をもっては、療養病床に、歯科、小児患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽喉科、患者を除く。)の数を2.5(耳鼻咽喉科、1)をもって除した数との和(特定数が52までは3とし、特定数が52を超える場合には3とし、特定数が52を超える場合には10で除した数に3を加えた数。	
			則49	④療養病床の病床数の全病床数に占める割合が100分の50を超える病院については、当分の間、上記に基づき算出された和が「36までは2」とし、算定された和が36を超える場合には当該特定数から36を減じた数を16で除した数に2を加えた数とする。	
			則50	⑤則50.1の規定により、法第7条第2項の許可を受けた病院については、許可を受けた日から起算して3年を経過するまでの間、特例的に、当該病院の医師配置標準を現行の算定式の90%相当に緩和する。ただ	<ul><li>○次の要件がすべて該当する病院</li><li>ア.次に掲げる地域をその区域内に有する 市町村又はこれに準ずる市町村の区域 に所在するものであること。</li></ul>

項目		[= 11= 37 - 4	<u> </u>	JH
番号	項目	根拠法令	摘 要	備考
			(則49の適用を受けた病院は、医師2人という最低の員数は下回らないものとする。)	
1- 2	歯科医師数 患者数に対応 た数の歯科医! がいるか。		①歯科 (矯正歯科、小児歯科及び 歯科口腔外科を含む。)専門の病 院については、入院患者の数が	歯科医師1人1日当たり取扱い外来患者数は概ね20人 ※歯科の入院患者がいる場合は、最低1人の 歯科医師が必要であるが、当該歯科医師 が、入院患者の状況に応じ、外来患者を診 察することは可能。 ※歯科医師又は歯科衛生士が外来診療の一環 として医科の入院患者に対して行う歯科口 腔機能の管理(口腔ケアを含む。)について は、これらの患者の全身状態を管理する体制
		法21.1.1 則 19.1.2. ロ	②その他の病院については、 歯科、矯正歯科、小児歯科及び 歯科口腔外科の入院患者の数が 16までは1とし、それ以上16又 はその端数を増すごとに1を加 え、さらに歯科、矯正歯科、小 児歯科及び歯科口腔外科の外来 患者についてその病院の実状に 応じて必要と認められる数を加 えた数とすること。	

項目								
番号	項	目	根拠法令	摘	要	備		考
			法22の2.1.1 則22の2.1.2	③特定機能病院として 医外球を受する、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 ののではない。 ののではない。 ののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは	にいる場合は、 小児歯科及び 、院患者の数が と増すごとに1 ご歯科、矯正外科 で歯科口腔外科 でのあられる数			
1- 3	薬剤師数		法21.1.1 法21.3	充足率100%以上 <sup>、</sup>	であること。	(計算事例) ③入院患者数	一般 90	)
	患者数に対	応し	則19.2.1	薬剤師の員数の計算	算方法は厚生		療養 50	
	た数の薬剤	師が	則43の2	労働省令で定める			精神 35	とすると
	いるか。		都道府県の	道府県が条例で定≀   よること。	めるところに	外来取扱処プ	結核 25 た答数 100	
			条例	よること。		外术现100元	7.突数 100 .	)
				【① である は は な な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま な ま で 素 の 除 処 た に 数 た 計 医に 及 を を し 科 喉 病 療 の と 病 な は る な ま な ま な に 者 と 数 加 い に 、 ) 修 る 病 、 又 せ 診 人 む す に る た ま な か れ に は る の 履 す 神 ) さ の 婦 含 有 床 1 5 病 に ま な な か れ に は る で る 病 へ 以 る 療 科 病 る 係 の な に ま な な ま ま な ま ま な に る な な ま ま ま な は る な ま ま な は る な ま ま な は る な ま ま な は る な ま ま な は る な ま ま な は る な ま ま ま ま な は る な ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	を精室で表をはい数と、異(さん)の内科のにあるである。5病外を係っのし数1(置機す上施内びてい入除室の床のもるて数、がと)く能るの設科耳、て院し以を及病っ取除がそ生し)大病病患を、鼻精は患た外もび室で扱し1のじて)学院院者有外咽神、者数の	(*)…大学附属 ※従うべき基容と をでいれば囲気を を定めること	.3+1.3=3.3 (薬 病院等は35/ 直接的に拘 らない基準 で地域の実 許容される	<ul><li>★ 4 (人)</li><li>経剤師の員数)</li><li>/70</li><li>東する、必ず適合であり、当該基準情に応じた内容をものの、異なる内容</li></ul>
				病床を有する病院 療養病床に係る症 の数を150をも	については、 対室の入院患者 かって除した数 系る病室以外の の数を70をも 外来患者数と外			

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
田 夕		法22の2. 1. 1 則22の2. 1. 3	せんの数を75数とを加えた数満たないときはに1に満たないきは、その端数する。)	を (1 端は 1 に で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
1-4	看護師数 患者数に対応した数の看護師を含む。)がいるか。	法21.3 則19.2.2 則43の2	によること。 【従うべき基準】 ①療養病床、精神 床に係る病室の力 4をもって除した 床及び一般病床に	算基を 病人数こいもの、じ計3を歯に大準る 及患、る新てがのとす又え、いる者感病生除1数きるはた小て がのとすはた小て は数症のをた満1、にの 歯を変にしにには、の 歯を を病入含数たにそ、端 科の	30+12.5+8.7+6.2=57.4≒58 ・外来(400/30)=13.3≒14 ・入院+外来 (58+14)= 72 (人) (看護師等の員数)  (参考) 看護師等の員数が定められた員数 の7割に満たない場合、看護師等確保推 進者を置くこととされている。 (看護師

項目 機秘法令 機 要	## 現地法令	項目							
②精神病床を有する病院について ※第2表 検査表 [1 医療従事者] 1-4 は、当分の間、精神病床に係る 病性の入院患者の数を5をもって除した数 (その数が1に満たないときは1とし、その数に1 に満たない端数を生じたときは1として計算する。) を精神病 実に係る病霊の入院患者の数を4をもって除した数 (その数が1に満たない冷をは1とし、その数に1に満たない冷をは1とし、その数に1に満たない冷をは1とし、その数に1に満たない冷をは1とし、その数に1に満たない冷をは1とし、その数に1に満たない冷を1を1を1を2を1を2を1を2を1を2を1を2を1を2を1を2を1を2を1を	(学・大学に対している) では、当分の他、特神病床に係る 対象の人際出来の数が1に満た が認な人際出来の数が1に満た ないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは 1として計算する。) を精神前床に係る病型の入院患者の数を 4 をもって除した数 (その数が1に満たないは動か生じたときは1として計算する。) から旋じた数を看護補助者とすることができる。  ③医学を履修する課程を置く大学に別属する病院 (特定機能・病院及び精神病床のみを有する病院を徐く。) では00人以上の患者を入院させるための 塩改を有し、その参解料を中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含か病院 (特定機能病院を除く。) であって、決した数 (特定機能病院を除く。) であって、対しの人以上の患者を入院させるための 塩改を有し、その参解料を中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科を含か病院 (特定機能病院を除く。) であって、競技所尿に係る病室の入院患者 の数を4をもって険した数 と 法核病床及び精神病床の人院患者 の数を4をもって険した数 と 法核病床及び変動床以 外の病床に係る病室の入院患者 の数を4をもって険した数 と 法核病床及び変動床よ 技術病床の姿を切けている動性児を含む。)の数を3をもって険した数 と 法核病床及び変動床以 外の病床に係る病室の入院患者 の (人)の数を3をもって験した 数とを加えた数 (その数が1 に満たない端数が生 じたときは、その端数は1として計算する。) に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとにも如また数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同性が発料においてはそのものな数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同様の理解を増すごとに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同様の理なを増すごとに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同様の理なを増すごとに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同様の理なを増すごとに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同様の理なを増すごとに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は同様の理なを増すごとに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科においてきためを、 ・また、歯科、糖工歯科、小児歯科又は自体の理なを増すことに1を加えた数。 ・また、歯科、糖工歯科においてきたることができたることができためできたることができためできためできためできためできためできためできためできためできためできため		項	目	根拠法令	摘	要	備	考
			項		根拠法令	② 電子では、	す。者そと数すのしとたしをる。る病病。院そ、喉院病、病っ及るいを数きたそ。又を、科ち精ののしをる人たきなて看。 課院床)さの産科を床療室つび病るも(はなの)は加矯口の病神数数、生。院類はい計護 程(の又せ診婦を除を養のて療室新っそ1い端にそえ正腔適に床51のたを者そと数す助 を特みはる療人含く有病入除養の生てのと端数、のた歯外当に床51のたを者そと数す助 を特みはる療人含く有病入除養の生てのと端数、のた歯外当い係も満にき神数数、生。と く機有人め名、病)る、患た床院をしが、が1来数、にをいるった1は病をがそじ)す 大能す以の中眼院で病結者数以患含た1そ生と患を 小お歯	※第2表 検査表 [ 看護師数について た場合であっても 者数に含めないも 補助者は1-50 ないものとする。	1 医療従事者] 1-4 、②の看護補助者を置い 、当該看護補助者を看護 のとし、また、当該看護

項目				
番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
田力		法22の2. 1. 1 則22の2. 1. 4	看護師の員数の計算方法は、次に	(計算事例) ⑤入院患者数 550人 外来患者数 300人 入院 550÷2=275 外来 300÷30=10 275+10=285 (人) 看護師の員数
1- 5	看護補助者数 定められた数の 看護補助者がい るか。	法21.3 則19.2.3	充足率100%以上であること。 看護補助者の員数の計算方法は、 厚生労働省令で定める基準に従い都道府県が条例で定めるところによること。 【従うべき基準】 ○療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1	「看護補助者」とは、医師、看護師等の 指示に基づき、看護の補助として介護に 当たる者を意味し、特段の資格を必要と はしない。
1-6	栄養士又は管理 栄養士数 定められた数の 栄養士又は管理 栄養士がいるか。	法21.3 則19.2.4 都道府県の 条例	7 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	
	(参考) 助産師数	法21.1.1 法21.3 則19.2.2 則43の2 都道府県の 条例	助産所の員数の計算方法は、次によること。 ○産婦人科又は産科を有する病院産婦人科又は産科の患者に対する看護師(准看護師を含む。)の員数のうちの適当数を助産師とする。	適当数 産婦人科又は産科の入院患者がいる場 合に1人以上。

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
2	管理				V.I.	
2- 1	医療法上の手続	法7.1 法7.2 法21 法22 法22の2 法22の3	<b>必要な許可・承認</b> こと。 医療法上の手続き ているか。			
1.	医療法の使用許 可	法27	1. 病院の構造設備受けていること			
2.	医療法の届出事項の変更	令4.1 令4の2 令4の3 則22 則24~則29	2. 病院開設許可後 出事項に変更を の届出がなされ	生じたときにそ		
3.	医療法許可事項 の変更	法7.2 則1の14		Tを受けた後に厚 Eめる事項を変更 F可を受けている		
4.	地域医療支援病院、特定機能病院、臨床研究中 核病院の承認			病院又は特定機能 宅中核病院として 頁を有し承認を得		
5.	診療用放射線装 置の届出	法15の3 則24~則29	5. 診療用放射線装変更、廃止の届 と。	装置の設置、設置 品出をしているこ	射線発生装置、診療 診療用放射線照射場 射器具、放射性同位	参療用高エネルギー放 療用粒子線照射装置、 表置、診療用放射線照 立元素装備診療機器、 元素又は陽電子断層 同位元素
2- 2	患者の入院状況	則10.1.1~ 則10.1.6	患者の入院状況に により適正に管理	は定められた基準 埋されているか。		
1.	病院の定員遵守	則30の15.1 則30の15.2	1. 病室に定員を させていないこ 時応急の場合を	と。(ただし、臨	る患者を入院させる を超えて患者を入院 以外の場所に患者を きること。 ◇救急患者の受入れに	対急医療を含む)に係るときは、病室に定員 ささせること及び病室 と入院させることがで

1項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
					扱いについて」	施行規則第10条等の取 (平成21.7.21医政総発 指発0721第1号・保医発 照
2.	病室以外の患者 入院		2. 病室以外の場所( せていないこと 応急の場合を)	:。(ただし、臨時		
3.	精神病・感染症患者の一般病室へ の入院		以外の場所に入 こと。(ただし、 合 (精神病患者	区又は感染症病室 院させていない 、臨時応急の場 行の身体的合併症 の入院させる場合		
4.	病毒感染の危険 のある患者の感 染防止		4. 病毒感染の危険 の感染を防止す 措置をとってい	るために適当な	ないこと。 ②当該患者を入防 他の患者を入防 ③当該患者の用に	患者と同室に入院させ 完させた室を消毒せずに 完させないこと。 こ供した被服、寝具、食 ないで他の患者に使用し
5.	装置、器具、同位元素治療患者の放射線治療病室以外の入院防止		に体内に挿入し いる患者又は診 元素若しくは陽 療用放射性同位 を受けている患	別射装置若しくは 別射器具を持続的 て治療を受けて 療用放射性同位 計電子断層撮影診 元素により治療 計るを放射線治療 は入院させない		
6.	放射線治療室への他の患者の入院防止		6. 放射線治療病室 する患者以外の ないこと。	8に上記5に規定 0患者を入院させ		

1 7百 口						
1項目 番号	項目	根拠法令	摘	要	l 備	考
2-3	新生児の管理	法15. 1 法20 則19. 2. 2	新生児の管理が適切 るか。 (産科又は産婦 る病院)	 に行われてい	010	
1.	管理及び管理体制		1. 新生児に対して必 及び看護体制がと と。		1. ①適当な看護要員が配置 任体制が確立されてい ②新生児の識別が適切に こと。	ること。
2.	避難体制		2. 火災等緊急時にお 避難体制があらか ていること。		2. 避難に必要な器具が備え と。	えられているこ
2- 4	医師の宿直	法16 則9の15の2	医師の宿直体制は整 医業を行う病院にあ 宿直させていること 師がその病院に隣接 もある場合その他 患者の病状が急の医 を行う体制が所 のとして都道府県知 けているときはこの けているときはこの	っては医師を 。ただし、医 した場所に待 該病院の入院 た場合におい が速やかに診 されているも 事の認定を受	隣接した場所に待機する場 療を行う体制が確保されてい (平成30年3月22日医政発03 保険法施行規則等の一部を 令の施行について(施行通知 医師の宿直体制に限らず、 ても、必要に応じて、病院 などの記録を確認することが	いるもの 322第13号「介護 改正する等の省 知)」参照) 宿直実態につい 日誌や宿直日誌
2- 5	医薬品の取扱い	法15.1 法20 則14	医薬品の取扱は適正か。	にされている		
1.	毒劇薬の区別と 施錠保管		1. 毒薬又は劇薬が他 されていること。 置する場所に施錠 こと。	毒薬を貯蔵配	1. 医薬品医療機器等法第 第2項参照	48条第1項及び
2.	毒劇薬の表示		2. 毒薬及び劇薬の直接の被包にそれぞれされていること。		2. 表示 毒薬は黒地に白枠白字を 名及び「毒」の字を記載 白地に赤枠赤字をもって 「劇」の字を記載する。 (医薬品医療機器等法第 第2項参照)	する。劇薬は その品名及び
3.	その他の医薬品 の管理		3. その他の薬剤につ 理及び取扱いが適 いること。		3. (参考) 麻薬、向精神薬、 は、麻薬及び向精神薬取締 法により別途規制が行われ 意する。また、特に安全管 品 (要注意薬) についても どの事故防止対策が必要であ	法、覚醒剤取締 ていることに留 理が必要な医薬 、配置の工夫な

1項目					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
					薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアル」に示されていることに留意する。 ◇調剤室、病棟等における医薬品の管理については、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルの改訂について」(平成30年12月28日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を参照。
4.	調剤所の衛生と 防火管理		4. 調剤所について 上適切な配慮が こと。		4. (参考) 引火のおそれのある薬品等の例 アルコール類、エーテル類、ベンゼ ン、クロロホルム等
2- 6	医療機器等の清 潔保持及び維持 管理			潔な状態に保た 管理が十分に行わ	
1.	医療機器及び看 護用具の清潔保 持		1. 医療機器及び看 保つよう十分手 いること。	看護用具が清潔を ∈入れがなされて	1. 適切な滅菌装置や消毒薬の使用を確認すること。 ・歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科を標榜する病院において歯科用ハンドピースを含む滅菌可能な歯科治療用器具・器材を使用した場合、患者毎の交換・滅菌が行われていることを確認すること。また、再使用不可の器具・器材を使用した場合は、破棄されていることを確認すること。
2.	病棟諸設備の清 潔保持		2. 病棟における記 たれていること		2. 清潔保持 ①ベッド、マットレス等の寝具類及び 病室内の清潔整頓 ②便器の清潔維持
2- 7	調理機械、器具の清潔保持及び保守管理		給食施設の施設・ 潔が保持され衛生 行われていること	<b>三上適切な管理が</b>	必要に応じ記録により確認すること。

-T 11					
項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
2-8	職員の健康管理	法15.1	定期的に職員全員が こと。 職員について定期的 行う等適切な健康管 されていること。	]な健康診断を	
2- 9	医療の情報の提供		医療機関の有する医療機関の有すると。	を 機能情報が公	①病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という)の管理者は、都道府県知事が定める方法により、1年に1回以上、都道府県知事が定める日までに、規則第1条2項に規定する事項(別表第1※)を都道府県知事に報告するとともに、同事項を当該病院等において閲覧に供しなければならない。 ②病院等の報告事項のうち、規則別表第1第1の項第1号に掲げる基本情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に報告する。 ③病院等の管理者は、当該病院等において、閲覧に代えて、パソコン等のモニター画面での表示、インターネット若しくは電子メールによる方法又はフロッピーディスク、CD一ROM等による交付とすることができる。 ◇医療機能情報提供の具体的実施方法等については、「医療機能情報提供制度実施要領について」(平19.3.30医政発第0330013号(令5.12.5一部改正))を参照

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	-
	医療の安全管理 のための体制の 確保 医療の安全管理の	法6の11 法6の12 法15.1	医療の安全管理のたる 確保されているか。 1. 医療に係る安全管理		(「良質な医療を提供する体制 ための医療法等の一部を改立 部の施行について」 (平19. 0330010号 (令2.12.25一部改 「医療に係る安全管理のため	Eする法律の一 .3.30医政発第 正)))
	医療の安全管理のための指針の整備	法17 則1の10.2 則1の11.1 則9の20の2 則9の25 則12	1. 医療に係る安全管理 指針を整備すること		「医療を全性として、大きないった。」」「医療を生きない」」「医療を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、医療に関係を主体では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	で全員管し、管、他頁る計報と方こ会含のに本、こと療、療本にに討る管会要後、に、当、全、等た、す報。報す針、す、に術係術な施るるのと員業、関、該、管、の改、る告)のるを、る、必を学の考す「にとれい会者、す、病、理、医善、基す、共当含、基、要用会導える高当とめうにに、る、院、の、療の、本べ、有当、本、ないか入方こ難たまの)お対、一等、た

項目	根拠法令	摘	要	備考
医療に係る安全 管理のための委 員会(医療安全 管理委員会の設 置及び業務の実 施)		員会を設置し、 の他の医療に何	次に掲げる業務そ 系る安全管理のた	
		その他医療安全 て取り扱うこと 生した場合にお	管理委員会におい が適当な問題が発 ける速やかな原因	ものであり、個人の責任追及を行うもの
		に係る安全の確 善のための方策	保を目的とした改 の立案及び実施並	
				・改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該方策の見直しとは、同様の事故等の発生状況の確認や医療安全管理委員会の構成員が定期的に関係部署の巡回を行うなどをして調査を行い、必要に応じて医療安全の知見に基づいた見直しを行うものであること。
	医療に係る安全 管理のための委 員会(医療安全 管理委員会の設 置及び業務の実	医療に係る安全 管理のための委 員会(医療安全 管理委員会の設 置及び業務の実	医療に係る安全 管理のための委員会(医療安全 管理委員会の設置及び業務の実施)  イ 当該病院等に、その他服療を行えるの他服療を全て取り扱うこと生した場合に対場合に対場合に対場のための方案のた政のための方策でに従業者への	医療に係る安全 管理のための委員会(医療安全 管理委員会の設置及び業務の実施)  4 当該病院等において重大な問題 その他の医療を全管理のための業務を行わせること。  4 当該病院等において重大な問題 その他医療安全管理委員会に超いて取り扱うことが適当な問題が発生した場合における速やかな原因の究明のため調査及び分析  5 インの分析の結果を活用した医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の立案及び実施並びに従業者への周知  5 インの改善のための方策の実施の状況の調査及び必要に応じた当該

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
3.	医療に係る安全管理のための基本的事項、具体的方策につい実施の実施		業者の医療 職、他の従 て業務を行 職、常務を 能の自身 に係る安全 な事項及ひ	寮の安全に関する意 業者と相互に連携し ∵うことについての認	でりとが修作を開と講録研の所でりとが修管実うすま時るに施せてるを行催。日す修施をでいるでは、出といるさいでは、当関るでか研席。 3 かんに受講がある、修者	管理のための職事例等を取 等の具体的ものの事事例等をあこの 病にあること。 病内であることににて、 病内である全体にでは、 病内のでのでのでのでのでのでのでででででででででででででででででででででででで
4.	事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策		の医療に係	る安全の確保を目的	目、これ会派医生の一個では、これのでは、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	る事故報告等の医療に係的と改善のというの①からの②ないでは、

項目	根拠法令	摘	要	備	考
医療事故に係る 再発防止策の周 知及び遵守		療事故について再発	巻防止策が院		
医療安全管理責 任者の配置		6. 医療安全管理責任者 医療安全管理部門、 理委員会、医療品安	着を配置し、 医療安全管 そ全管理責任	者の業務及び基準は、 正する法律の一部の	「医療法の一部を改 施行について」 (平
		6. 専任の医療に係る	安全管理を行	係る安全管理を行う 「医療法の一部改正 係)の施行等につい	者の業務及び基準は、 (臨床研究中核病院関 て」(平27.3.31医政
		研修施設の場合)		ける医療に係る安全 及び基準は、「医療法 定する臨床研修に関 いて」(平15.6.12医 7.3.31一部改正)、 2第1項に規定する臨	管理を行う者の業務 第16条の2第1項に規 する政令の施行につ 政発0612004号) (令 「歯科医師法第16条の
				管理者の業務指針お 修プログラム作成指	よび養成のための研 針の改定について」
		院、臨床研修病院及び研修施設の該当項目。 核病院の場合は、「専 る安全管理を行う者」 院及び歯科医師臨床 合は「医療に係る安 者」とする。なお、臨	歯科医師臨床 (臨尿研修に係 、低の医療研修の場 ででででである。 (本のではないできる。 (本のではないできる。 (本のではないできる。 (本のではないできる。 (本のではないできる。 (本のではないできる。 (本のではないできる。) (本のではないできる。 (本のではないできる。) (本のではないできる。) (本のでき。) (本のできる。) (本のできる。) (本のできる。) (本のできる。) (本のできる。) (本のできる。) (本のでき。) (本oし。)		
	医療事故に係る 再発防止策の周 知及び遵守 医療安全管理責	医療事故に係る再発防止策の周知及び遵守医療安全管理責任者の配置	医療事故に係る 再発防止策の周 知及び遵守 医療安全管理責任者の配置 医療安全管理責任者の配置 医療安全管理者を統括させる。 (特定療安全会会、疾機ので、医療のので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、	医療事故に係る 再発防止策の周 知及び遵守 医療安全管理責任者の配置 医療安全管理責任者の配置 医療安全管理責任者の配置 医療安全管理責任者を配置し、 医療安全管理費任者を配置し、 医療安全管理費任者を配置し、 医療安全管理費任者を配置し、 医療安全管理費任者を配置し、 医療安全管理責任者を統括ささること。 (臨床研究中核病院の場合) 6. 専任の医療に係る安全管理を行う者を配置すること。 (臨床研修育院及び歯科医師臨床研修施設の場合) 6. 医療に係る安全管理を行う者を配置すること。 (協床研修育院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目。 (必称定機能病院、臨床研修育院及び歯科医師臨床研修施設の該当項目。 (必有) を施設のようす。 に、こと。	医療事故に係る 再発防止策の周 知及び適守  5. 当該病院等において発生した医療事項(平成25年8月: 内に周知されるとともに、遵守されていること。  佐者の配置  医療安全管理責任者を配置し、医療安全管理責任者を配置し、医療安全管理的院、医療安全管理責任者を配置し、医療公安管理責任者を設計させること。  (臨床研究中核病院の場合)  6. 専任の医療に係る安全管理を行うす者を配置すること。  (臨床研修相院及び歯科医師臨床研修施設の場合)  6. 医療に係る安全管理を行う者を配置すること。  (臨床研修相院及び歯科医師臨床研修育等につい発の331第69号(令3.4 底でが多期によりを変更を発生であると。)  (臨床研修相院及び歯科医師臨床研修に、1、同手の地の正常、の施行等につい発の331第69号(令3.4 底で、1、1 に関係といて、1、1 に関係といて、1、1 に関係といて、1、1 に関係といて、1、1 に関係といて、1、1 に関係といて、1 に関係といて、1 に関係といて、1 に関係といて、1 に関係といて、1 に関係といて、1 に関係といて、1 に関係といるを参照  ( ※特定機能病院、臨床研究中核病院、臨床研修有院及び歯科医師臨床研修を対して、1 に関係に係る安全管理を行う者」、臨床研修中、核病院の場合は、「専任の医療に係る安全管理を行う者」と、1 に関係に係る安全管理を行う者」、1 に関係に解る安全管理を行う者」を対して、1 に関係に解る安全管理を行う者」となるなお、1 に関係に解る安全管理を行う者」となるなお、1 に関係に解る安全管理を行う者」となるなお、1 に関係に解る安全管理を行う者」とする。なお、1 は、1 に関係に解る安全管理を行う者」とする。なお、1 は、1 に関係に解る安全管理を行う者」となるなど、1 に関係に解る安全管理を行う者」とする。なお、1 は、1 に関係に解る安全管理を行う者」とする。なお、1 は、1 に関係に解る安全管理を行う者」となるなど、1 に関係に解析を対し、1 に関係に解析を対し、1 に関係に解析を対し、1 に関係に解析を対し、1 に関係に解析を対し、1 に関係に解析を対し、1 に関係に解析を対し、2 に関係に解析を対し、2 に関係に解析を対し、2 に関係に解析を対し、2 に関係を対し、2 に関係を対し、2 に関係を対し、2 に関係を対し、2 に関係のの能力を対し、2 に関係を対し、2 に関係を対し、

項目						
	項目	根拠法令	摘	要	備	考
<u>番</u> 7.	項 目 安全 管理設		(7. イロ の ) 管場療はの他確必安安のに認 病薬療療   接のである   で、	高別に安切 質 医皮里含にとう でできる では、 こうでは、 こうで	◇特定機能病院におけ の業務及び基準は、 する法律の一数 5. 2. 15健政発第98号 を参照	でる医療安全管理部門 「医療法の一部を改正 施行について」 (平 (令5.3.31一部改正))

項目		Im Im N. A	1.45			-te
番号	項目	根拠法令	摘 (3) 医療に係る安全管 絡調整 (4) 医療に係る安全の対策の推進		備	考
			(臨床研修病院及び研修施設の場合) 7. 安全管理部門を設置		◇臨床研修病院及び歯がにおける医療に係る。 業務及び基準は、「E 項に規定する臨床研行について」(平15. 号)(令7.3.31一部改 第16条の2第1項に規定する省令の施行につい 発0331第75号)を参照	安全管理を行う者の 医師法第16条の2第1 修に関する省令の施 6.12医政発0612004 (正)、「歯科医師法 定する臨床研修に関 いて」(令3.3.31医政
			(※特定機能病院、 病院、臨床研修病院 臨床研修施設の該当 研修病院及び歯科 施設の場合は「安全 する。))	及び歯科医師 4項目。(臨床 医師臨床研修		
8.	患者からの相談 に適切に応じる 体制の確保		(特定機能病院の場合 8. 患者からの安全管 に適切に応じる体 こと。	理に係る相談		6体制の基準は、「医 る法律の一部の施行 6健政発第98号(令5.
			(臨床研究中核病院の 8. 当該病院が実施す 究に関し、研究の対 家族からの相談に 体制を確保すること	る特定臨床研 対象者又はその 適切に応じる	基準は、「医療法の一	目談に応じる体制の :部改正 (臨床研究中 :等について」 (平
			(臨床研修病院及び研修施設の場合) 8. 患者からの相談に体制を確保するこ。 (※特定機能病院、 院、臨床研修病院及 床研修施設の該当	:適切に応じる と。 塩床研究中核病 及び歯科医師臨	る臨床研修に関する4 (平15.6.12医政発06 一部改正)、「歯科! 項に規定する臨床研り 行について」(令3.3	目談に応じる体制の 条の2第1項に規定す 合の施行について」 12004号)(令7.3.31 医師法第16条の2第1 修に関する省令の施
			かい いきがらび かいかい かいかい かいかい いきがら はいかい いきがら はいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい いっぱい いっぱ	ян <i>)</i>	号)を参照	

項目				
	項目	根拠法令	摘    要	備考
番号 9.	項 目 (予期 (予期 できる) では、 できる		9. 当該病院等の管理者は、医療事故 (当該病院等に勤務する医療従事	・管理者が判断するに当たっては、当該医療事故に関わった医療従事者等から十分事情を聴取した上で、組織として判断する。 ・以下の事項を報告する。 (1)日時/場所/診療料 (2)医療事故の状況
			病院等の管理者は、医療事故調査制度の報告をするに当たっては、あらかじめ、医療事故に係る死亡した者の遺族に対し、説明しなければならない。	・日時/場所/診療料
			病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、速やかにその原因を明らかにするための調査(医療事故調査)を行わなければならない。	

項目						
番号	項	Ħ	根拠法令	摘	要	備考
					は、遅滞なく、そ 対調査・支援セン ければならない。	・当該医療従事者のヒアリング ※ヒアリング結果は内部では、その旨をヒアリング 扱い、開示しないこと。(法的強制力がある場合を除く。)とし、その旨をヒアリングが必要な場合がある。 ・その他の関係者からのヒアリングが必要な場合がある。と医療機器、等の確認 ・解剖として変更ないのに関係を医療のでは、の実施になどでは、の実施できているが、でではないではででは、のではないでではない。のに対しては、の変更性を考慮、保護関のできているが、の重要性などのできているが、との事項を説明する。 ・加速を表慮、生などを考慮、生などを考慮、生などを考慮、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、は、以下の事項を説明する。 ・1)日時が関名が、よるが結果、 ・2)医療機関の管理者の経知。 ・3)医療機関の管理者のの手法といるとは、の手法といておいことには、よりには、よりには、よりには、は、よりには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
				病院等の管理者はの結果の報告をは、あらかばならいはなければない。 対しながないときときが、明しながない。	するに当たって 遺族に対し、説 っない。ただし、 又は遺族の所在	

項目	番号項目根拠法令摘要備考病院等の管理者は、医療事故調査制度の報告を適切に行うために、当該病院等における死亡及び死産の確実な把握のための体制とは、当該病院等における死亡及び死産の確実な把握のための体制を確保するものとする。おける死亡及び死産事例が発生したことが病院等の管理者に速やかに報告される体制をいうこと。10. 事故等事案の登10. 特定機能病院及び事故等報告(1) 対象医療機関
度の報告を適切に行うために、当該 病院等における死亡及び死産の施 実な把握のための体制を確保する ものとする。  10. 事故等事案の登 録分析機関への 提出  10. 事故等事案の登 録分析機関への 提出  10. 物定機能病院及び事故等報告 病院の管理者は、事故等事業が発生した場合には、当該事故等事業 室上に場合には、当該事故等事業 室上に場合には、当該事故等事業 事業が発生した日から原則として 一週間以内に、登録分析機関に提出しなければならない。 (※特定機能病院及び事故等報告 病院の該当項目)  2 登録分析機関 公益財団法人日本医療機能評価機構 (平16.10. 厚生労働省告示372号参照)  (3) 医療機関における事故等の範囲 ① 誤った医療又は管理を行ったことが 明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが 明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが 明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが 明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが 明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが 明らかではないが、行った医療又は 予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要 した事業。 ② 識った医療又は管理を行ったことは 明らかではないが、行った医療又は 予期しなかった。表しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要 した事業。 ② 説のたと験又は管理に起因 予想と疑われるものを含み、当該事業 の発生を予期しなかったもののほか、医療、別 の第二号に掲げるもののほか、医療、別 の第二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療、別 ④ 部・3日に見して、おもいのに原、との	度の報告を適切に行うために、当該 な把握のための体制とは、当該病院等における死亡及び死産の確 おける死亡及び死産事例が発生したこと お病院等における死亡及の体制を確保する ものとする。
療院の管理者は、事故等事案が発生した場合には、当該事故等事案に係る事故等報告書を当該事故等事業に係る事故等報告書を当該事故等事業が発生した日から原則として二週間以内に、登録分析機関に提出しなければならない。 (※特定機能病院及び事故等報告病院の該当項目)      (2) 登録分析機関 公益財団法人日本医療機能評価機構(平16.10.1厚生労働省告示372号参照)      (3) 医療機関における事故等の範囲     (3) 医療機関における事故等の範囲     (4) 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事案。     (2) 誤った医療又は管理を行ったことは明らかではないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る必置その他の治療を要した事案。     (2) 誤った医療又は管理を行ったことは明らかではないが、行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事業の発生を予期しなかったものに限る。)     (5) 前二号に掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再発	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	提出  生した場合には、当該事故等事案に係る事故等報告書を当該事故等事案が発生した目から原則として二週間以内に、登録分析機関に提出しなければならない。 (※特定機能病院及び事故等報告病院の該当項目)  (3) 医療機関における事故等の範囲 ① 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理を行ったことが現しなかった、若しくは予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を受した事業。 ② 誤った医療又は管理を行ったことに明らかではないが、行った医療又は管理を行ったことに明らかではないが、行った医療又は管理を行ったことに非らかではないが、行った医療又は管理を行ったことに非らかではないが、行った医療又は管理を行ったことに非らかではないが、行った医療又は管理を行ったことに非らかではないが、行った医療又は管理を行ったことには患者に心身の障害が残った事例又に予期しなかった。若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を受した事業(行ったと療又は管理に起しすると疑われるものを含み、当該等等の発生を予期しなかったものに限る。 ③ 前二号に掲げるもののほか、医療機関内における事故の発生の予防及び再3

項目					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
					<ul> <li>(4) 報告を求める事項</li> <li>① 当該事案が発生した日時、場所及び診療科名</li> <li>② 性別、年齢、病名その他の当該事案に係る患者に関する情報</li> <li>③ 職種その他の当該事案に係る医療関係者に関する情報</li> <li>④ 当該事案の内容に関する情報</li> <li>⑤ 前各号までに掲げるもののほか、当該事案に関し必要な情報</li> </ul>
2-11	院内感染対策 ための体制確保		院内感染対策のだされているか。	とめの体制が確保	医療の安全管理のための体制を確保するための措置と一体的に実施しても差し支えない。 (「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号)(令2.12.25一部改正))
1.	院内感染対策 ための指針の 定		1. 院内感染対策の	ための指針の策定	院内感染対策のための指針は、次に掲げる事項を文書化したものであり、また、この指針は、医療法施行規則第1条の11第2項第1号ロに規定する院内感染対策委員会の議を経て策定及び変更するものであることとし、当該指針は従業者へ周知徹底すること。
					ア 院内感染対策に関する基本的考え方 イ 院内感染対策のための委員会(委員 会を設ける場合を対象とする。)その 他の当該病院等の組織に関する基本的 事項 ウ 院内感染対策のための従業者に対す る研修に関する基本方針 エ 感染症の発生状況の報告に関する基 本方針 オ 院内感染発生時の対応に関する基本 方針 カ 患者等に対する当該指針の閲覧に関 する基本方針 キ その他の当該病院等における院内感 染対策の推進のために必要な基本方針

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
П					◇院内感染対策のための指針の策定については、「院内感染対策のための指針案の送付について」(平27.1.5医政局地域医療計画課事務連絡)を参照
2.	院内感染対策ための委員会開催		2. 院内感染対策の催	ための委員会の開	院内感染対策委員会とは、当該病院等における院内感染対策の推進のために設けるものであり、次に掲げる基準を満たす必要があること。 ア 管理及び運営に関する規程が定められていること。 イ 重要な検討内容について、院内感染発生時及び発生が疑われる際の患者への患者への思な会が発生した場合は、速やかに発生の原因を分析し、改善策のること。から、との原とが発生した場合は、重大なびに従業者委員会で立案されたび、カ 月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催すること。オ 月1回程度開催するとともに、重大な問題が発生した場合は適宜開催に構成とされること。(「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(令2.12.25一部改正))
3.	従業者に対す院内感染対策ための研修の施	カ	3. 従業者に対する めの研修の実施		①従業者に対する院内感染対策のための甚本的考え方及び具体的方策について、当該研修を実施する病院等の従業者の院内感染に対する意識を高め、業者を遂のの主義を図るとのであること。 ②当該病院等の実情に即した内容でで、職種できる場所に行われるものであること。 ③本研修は、病院等全体に共通する院内感染に関する内容にのであること。 ④本研修は、病院等全体に共通する院内感染に関する内容にのいて、年2回に開催するに開催するにが、必要に応内容(開催など、新院等金に、研修の実施内容(開催など、計解を受講に対した。

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考	
4.	感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の報告をの他の院進進善のための方策		4. 当該病院等におけた 生状況の報告その付対策の推進を目的ための方策の実施	也の院内感染 とした改善の		情予とではのす 院のなに 健療い報防。の発専る 内他改見
5.	専任の院内感染対策を行う者の配置状況		5. 専任の院内感染対策配置すること。 (※特定機能病院の診	<b>交</b> 当項目)	号)を参照	病務るやす う 有 就と従院に職指る ち し 業も事

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
2-12		則1の11. 2. 3 の2	診療用放射線に係 が確保されている			
1.	診療用放射線に係る安全管理のため の責任者の配置		1. 診療用放射線 のための責任者		の11第2項第3号の2 任者(以下「医療放射 いう。)を配置するこ 医療放射線安全管理 線の安全管理に関する 常勤職員であって、原 をだし、病院等に対 ただし、病院等にお 科医師が放射線技師が 科医師が放射線技師が 療被ばくの防護の最適 又は歯科医師が当該診 て適切な指示を行う体	線安全管理責任者」と と。 計量任者は、診療用放射 十分な知識を有する 則として医師及び歯科 でするになること。 はる常勤の医師又は歯 はおける正当化を、常勤 は対線診療における医 がはを担保し、当該医師 でな射線技師に対し になりる場 について診療放射線技 について診療放射線技
2.	診療用放射線の安全利用のための指針の策定		2. 診療用放射線の指針の策定	の安全利用のため	のための指針策定に について」(令元.10 を参照 医療放射線安全等 第 2 第 2 第 2 第 2 第 2 第 2 を 第 3 を 第 3 を 第 3 を 第 3 を 第 3 を 第 3 を 第 4 を 第 5 を 第 5 を 第 5 を 第 5 を 第 6	療用放射線の安全利用 関するガイドライン .3医政地発1003第5号) 計量任者は、医療法施行 第3号の2イの規定 事項を文書化した指針 全利用に関する基本 でする者に対する診療 のための研修に関す に関する基本方針 ばくその他放射線診療 時の対応に関する基本 皆間の情報共有に関す 等に対する当該方針の

3. 放射線診療に従事 する者に対する診 療用放射線の安全 利用のための研修 の実施

3. 放射線診療に従事する者に対す めの研修の実施

医療放射線安全管理責任者は、医療法施 る診療用放射線の安全利用のた 行規則第1条の11第2項第3号の2口の規 定に基づき、医師、歯科医師、診療放射線技 師等の放射線診療の正当化又は患者の医療 被ばくの防護の最適化に付随する業務に従 事する者に対し、次に掲げる事項を含む研修 を行うこと。

> また、当該研修の頻度については1年度当 たり1回以上とし、研修の実施内容(開催日 時又は受講日時、出席者、研修事項等)を記 録すること。

> また、当該研修については当該病院等が実 施する他の医療安全に係る研修又は放射線 の取扱いに係る研修と併せて実施しても差 し支えないこと。なお、病院等が主催する研 修の他、当該病院等以外の場所における研 修、関係学会等が主催する研修を受講させる ことも含まれること。

- (1) 患者の医療被ばくの基本的考え方に関 する事項
- (2) 放射線診療の正当化に関する事項
- (3) 患者の医療被ばくの防護の最適化に関 する事項
- (4) 放射線の過剰被ばくその他の放射線診 療に関する事例発生時の対応等に関する
- (5) 患者への情報提供に関する事項

4. 放射線診療を受け る者の当該放射線 による被ばく線量 の管理及び記録そ の他の診療用放射 線の安全利用を目 的とした改善のた めの方策の実施

めの方策の実施

4. 放射線診療を受ける者の当該放 医療法施行規則第1条の11第2項第3号 射線による被ばく線量の管理及 の2ハに規定する放射線診療を受ける者の び記録その他の診療用放射線の当該放射線被ばく線量の管理及び記録その 安全利用を目的とした改善のた他の診療用放射線の安全利用を目的とした 改善のための方策として、医療放射線安全管 理責任者は次に掲げる事項を行うこと。

(1) 線量管理について

ア 次に掲げる放射線診療に用いる医療機 器等(以下「管理・記録対象医療機器等」 という。) については放射線診療を受け る者の医療被ばく線量が他の放射線診 療と比較して多いことに鑑み、管理・記 録対象医療機器等を用いた診療に当た っては、被ばく線量を適正に管理するこ

- ・移動型デジタル式循環器用 X 線透視 診断装置
- ・移動型アナログ式循環器用 X 線透視 診断装置
- ・据置型デジタル式循環器用 X 線透視 診断装置
- ・据置型アナログ式循環器用 X 線透視 診断装置
- ・ X線 C T組合せ型循環器 X線診断装置
- · 全身用 X 線 C T 診断装置
- X線CT組合せ型ポジトロンCT装置
- ・X線CT組合せ型SPECT装置
- 陽電子断層撮影診療用放射性同位元 素
- · 診療用放射性同位元素
- イ 放射線診療を受ける者の医療被ばく管理とは、関係学会等の策定したガイドライン等を参考に、被ばく線量の評価及び被ばく線量の最適化を行うものであること。
- ウ 放射線診療を受ける者の医療被ばくの 線量管理の方法は、関係学会等の策定し たガイドライン等の変更時、管理・記録 対象医療機器等の新規導入時、買換え 時、放射線診療の検査手順の変更時等に 合わせて必要に応じて見直すこと。
- ※線量管理の実施に係る記録については、 日付、方法、結果、実施者等を記録した ものを確認すること。

(「診療用放射線の安全利用のための指 針策定に関するガイドラインについて」 (令元.10.3医政地発1003第5号)参照)

- (2) 線量記録について
  - ア 管理・記録対象医療機器等を用いた診療に当たっては、当該診療を受ける者の 医療被ばくによる線量を記録すること。
  - ※線量記録の実施に係る記録については、 出力形式や出力線量等の記録を確認す ること。 (ガイドライン)

イ 医療被ばくの線量記録は、関係学会等 の策定したガイドライン等を参考に、診 療を受ける者の被ばく線量を適正に検 証できる様式を用いて行うこと。なお、 医師法(昭和23年法律第201号)第24条 に規定する診療録、診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号) 第28条に規定 する照射録又は規則第20条第10号に規 定するエックス線写真若しくは第30条 の23第2項に規定する診療用放射線同位 元素若しくは陽電子断層撮影診療用放 射性同位元素の使用の帳簿等において、 当該放射線診療を受けた者が特定でき る形で被ばく線量を記録している場合 は、それらを線量記録とすることができ ること。 (3) その他の放射線診療機器等における線 量管理及び線量記録について 管理・記録対象医療機器等以外の放射線診 療機器等であって、人体に照射又は投与す るものについても、必要に応じて当該放射 線診療機器等による診療を受ける者の医 療被ばくの線量管理及び線量記録を行う ことが望ましいこと。 (4) 診療用放射線に関する情報等の収集と 報告 医療放射線安全管理責任者は、行政機関、 学術誌等から診療用放射線に関する情報 を広く収集するとともに、得られた情報の うち必要なものは、放射線診療に従事する 者に周知徹底を図り、必要に応じて病院等 の管理者への報告等を行うこと。

2-13	医薬品に係る安 全管理のための 体制確保	法6の12 法15.1 法17 則1の11.2.2	医薬品に係る安全管理のための体 制の確保に係る措置	
	医薬品の安全使 用のための責任者 (医薬品安全管理 責任者)の配置状 況		1. 医薬品の使用に係る安全のための責任者(医薬品管理責任者)を配置していること。	・医薬品安全管理責任者を配置すること。ただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。 ・医薬品安全管理責任者は、医薬品に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所の場合に限る)、看護師又は歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る。)のいずれかの資格を有していること。
2.	従業者に対する 医薬品の安全使 用のための研修 の実施			従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の内容については、具体的には次に掲げる事項が考えられること。また、研修の実施については必要に応じて行うこととし、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこととすること。 ① 医薬品の有効性・安全性に関する情報、管理・使用方法に関する事項 ② 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書に関する事項 ③ 医薬品による副作用等が発生した場合の対応(施設内での報告、行政機関への報告等)に関する事項 ④ 医療安全、医薬品に関する事故防止対策、特に安全管理が必要な医薬品(要注意薬)に関する事項
3.	医薬品の安全使用 のための業務に関 する手順書の作成 及び手順書に基づ く業務の実施		3. 医薬品の安全使用のための業務 に関する手順書の作成及び当該 手順書に基づく業務の実施(従 業者による当該業務の実施 の徹底のための措置を含む。)	順書(以下「医薬品業務手順書」という。)

項目						
番号	項	目	根拠法令	摘	要	備考
番号	<b>以</b>	目	(K) (W) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	Ifi		職がなく、科学的根拠が確立していない未 承認新規医薬品等の使用に当たっては、そ の有効性・安全性の検証を十分に行うこと も含む。) ② 医薬品の管理に関する事項 (例=医薬品の保管場所、医薬品医療機 器等法などの法令で適切な管理が求めら れている医薬品(麻薬・向精神薬、覚せ い剤原料、毒薬・劇薬、特定生物由 に関する事項 (例=患者情報(薬剤の服用歴、入院時に 持参してきた薬剤等)の収集、処方せんの記載方法、調剤方法、処方せんの記載方法、調剤方法、処方せんの記載方法、調剤方法、処方せんの記載方法、調剤方法、処方せんの記載方法、 (参考) ※特に、入院患者にかかる要注意薬(重複 投与、相互作用、禁忌医薬品、病名禁忌、アレルギー歴、副作用歴等)について、 疑義がある場合の薬剤師から処方医への問い合わせ、疑義解消後の調剤・投与の実施の徹底、照会や確認が円の構築等 に関する事項が盛り込まれているかに 留意し、確認を行う。 ④ 患者に対する与薬や服薬指導に関する事項 ⑤ 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い (収集、提供等)に関する事項 ⑤ 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い (収集、提供等)に関する事項 ⑤ 医薬品の安全使用に係る情報の取扱い (収集、提供等)に関する事項 ⑥ 性施設(病院等、薬局等)との連携に関する事項 ・医薬品安全管理責任者に従来者の来が に関する事項 ・医薬品安全管理責任者に従来者の、では、医薬品安全管理責任者に従来者の、で は、医薬品学の手順書は、何えば、処 方から投薬までの一連の業務手順について、職員間で相互に確認を行うことが考え られること。

項目	Les ties VI. A	144		1111
番号項目	根拠法令	摘	要	備考
				◇病院等における医薬品業務手順書の策定については、「医薬品の安全使用のための業務手順書作成マニュアルの改訂について」(平成30年12月28日付け厚生労働省医政局総務課医療安全推進室・医薬・生活衛生局総務課事務連絡)を参照。 ◇販売名の類似性に注意を要する医薬品の安全使用、及び特に安全管理が必要とされた医薬品(要注意薬)の適切な管理などの医療事故防止対策については、「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について(注意喚起)」(平成20.12.4医政発第1204001号・薬食発第1204001号)を参照。
4. 医薬品安全管理 任者による前 3. の業務の定 的な確認の実	方記 三期		型責任者により、 負書に基づく業務 別が実施されてい	※「医療安全対策に関する行政評価・監視 <結果に基づく勧告>」(平成 25 年 8 月 30 日総務省公表)
5. 医薬品の安全信息 できる おいこう では、 できる おいこう できる おいこう できる おいっと できる おいっと できる おいっと できる はいっと できる はいっと できる かいっと できる かいっと できる かいっと できる かいっと できる かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと	こな 医薬 最そ 又集 品の わと	とない、との無情には、これでは、は、とのに、これで、とのに、これで、とののでは、これで、とののでは、これで、とののでは、とのでは、これで、とのでは、これで、とのでは、これで、とのでは、これで、とのでは、これで、これで、これが、は、これで、これが、これで、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	「おいっと」というでは、この性ののは、このとのは、このとのは、このとのは、このとのは、このとのは、このとのは、このとのは、は、このは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	ための処方状況や採用されている医薬品全般の医薬品の添付文書の情報のほか、医薬品製造販売業者、行政機関、学術誌等からの情報を広く収集し、管理させるとともに、得られた情報のうち必要なものは当該情報に係る医薬品を取り扱う従業者に迅速かつ確実に周知徹底を図らせること。・情報の収集等に当たっては、医薬品医療機器等法において、①製造販売業者等が行う医薬品の適正な使用のために必要な情報の収集に対して病院等が協力するよう努める必要があること等(医薬品医療機器等法第68条の2第2項及び第3項)、②病院若しくは診療所の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者は、医薬品について、当該品目の副作用等の発生を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため必要があ

項目					
番号	項目	根拠法令等	摘	要	備考
					・医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策については、「医薬品の販売名の類似性等による医療事故防止対策の強化・徹底について(注意喚起)」(平成20.12.4医政発第1204001号・薬食発第1204001号)を参照・医薬品の適正な使用を確保するための情報の収集に際しては、「「PMDAメディナビ」の利用の促進について(お願い)」(平成23.7.29薬食安発0729第1号)を踏まえ、PMDAメディナビを積極的に活用されたいこと。
2-14	医療機器に係る 安全管理のため の体制確保		医療機器に係る安全 体制の確保に係る措		(当該医療機器には病院等において医学管理を行っている患者の自宅その他病院 等以外の場所で使用されている医療機器 も含まれる。)
1.	医療機器の安全 使用のための責 任者 (医療機器安 全管理責任者) の 配置状況		1. 医療機器の安全値 任者の配置	<b></b> 用のための責	<ul> <li>・医療機器安全管理責任者を配置することただし、病院においては管理者との兼務は不可とすること。</li> <li>・医療機器安全管理責任者は、医療機器に関する十分な知識を有する常勤職員であり、医師、歯科医師、薬剤師、助産師(助産所の場合に限る)、看護師、歯科衛生士(主として歯科医業を行う診療所に限る)、診療放射線技師、臨床検査技師又は臨床工学技士のいずれかの資格を有していること。</li> </ul>
2.	従業者に対する 医療機器の安全 使用の実施		2. 従業者に対するB 使用のための研修	の実施	・医療機器安全管理責任者は、以下に掲げる 従業者に対する医療機器の安全使用のため の研修を行うこと。 ①新しい医療機器の導入の研修 病院等において使用した経験のない新し い医療機器を導入する際には、当該医療 機器を使用する予定の者に対する研修を 行い、その実施内容について記録するこ と。 ②特定機能病院における定期研修 特定機能病院においては、特に安全使用 に際しての技術の習熟が必要と考えられ る医療機器に関しての研修を定期的に行 い、その実施内容について記録すること

	項目	根拠法令等	摘			
4.			1問	要	備	考
	医使要等使他そ器目の機のな医の情他安とめののの的ため、未機報の全しの方に承器それ療用との方に承器それ療用のののが生態をありません。		4. との機・第一年 では、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」」」。 との機・変で、「は、」、「は、、」、「は、、」、「は、、」、「は、、」、「は、、」、「は、、」、「は、、、、、、、、	使動の関策器る3~23~11 れ 器し承頃に)くの証機15~15機ははら用る関係を集めの等医の条く項で、等く認(おのは認を器項項含器届効。い場の使そ目実 法療 2 のはのい 法は(同い変同証含又ののむの出能)る合た用の的施 第機の 2 同規な、第第同法で更法(むは規規。使に以と場をめの他と、2 器 5 の法定い、23 2法第準の第同。同定定)用係下異合除ののし、条で第77第にも、条条第23用承23条)法ににが(る「なにくる報医た、第あ1第23よの、のの23条す認条第を第よよ行当使使る限)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	使使の幾の亡 任書にこ背任情製と携 股任や努っ つ製使病こ2寮師いた生認作い第えの用 伊便情器方も はのす。等は等販にる は康る告 は販の等等及のの、合はる等こ項当い未適の全実す 医療情 集废全業得に 管害と等 医業め協医第設の該お大き報(に医療認外他便施る 機器を 機使等れし しにに行 品等必す品項となけをして医療器のもにない。の安理 ののら情適 いす当こ 療行なよ療、医係副保す生こ医るで認

項目						
番号	項	目	根拠法令等	摘	要	備考
						等の科学的知見を確認するとともに、関係学会のガイドライン等に記載がなく、 化学的根拠が確立していない未承認・未 認証の高度管理医療機器の使用に当たっ ては、その有効性・安全性の検証を十分 に行うこと。
						◇管理者の医療機器に係る安全管理のための体制確保のための措置については、「医療機器に係る安全管理のための体制確保に係る運用上の留意点について」(令和3.7.8医政総発0708第1号・医政地発0708第1号・医政経発0708第2号(令4.7.26一部改正))を参照
						◇医療機器の安全確保等のため、医療機器事業者が医療現場に立ち入る際の留意事項については、「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準について」(平成18.11.10医政経発第1110001号)を参照
						◇医療機器の安全使用のために必要となる 未承認等の医療機器の使用の情報その他 の情報の収集その他の医療機器の安全使 用を目的とした改善のための方策につい ては、「医薬品の販売名の類似性等によ る医療事故防止対策の強化・徹底につい て(注意喚起)」(平成20.12.4医政発第 1204001号・薬食発第1204001号)を参照
						◇医療機関の適正な使用を確保するための情報収集に際しては、「「PMDAメディアナビ」の利用の促進について(お願い)」(平成23.7.29薬食安発0729第1号)を踏まえ、PMDAメディアナビを積極的に活用されたい。

項目						
番号	項目	根拠法令等	摘	要	備	考
2-15	ドクターへリの 運航に係る安全 の確保		※ドクターへリ基地の「離着陸の許可場所に離着陸を 場所に離着陸を て、消防機関等に 基づかない運航し という。)を行う。	「を受けていない 行う運航であっ に依頼又は通報に (以下「当該運航」		
1.	ドクターへリの運航に係る要領の策定		1. ドクターへリの 要領(以下「運航 を策定すること。 (※運航要領の 等の調整を が調整を している。)	[要領] という。) E主体は、自治体 で構成される「運 であるが、その構	保のために必要な事項 容が含まれること。 ①自ら依頼はいる。 ②食事ではいる。 ②食事では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	主体との連携に関する たすべき要件に関する いて実施する安全確保 関する事項 恵した安全確保のため 定される消防機関以外 の主体に対する安全確 に関する事項
2.	運航要領に定められた事項の遵守			Eめられた事項が こと。 と行った場合、運 その旨を報告し、 て検証を受けな	クターへリの運航に 成25.11.29医政指系 ターへリの安全運行 て」(平30.7.25医	第176条の改正に伴うド こついて(通知)」(平 &1129第1号)、「ドク テのための取組につい 政地発0725第3号)を

項目						
番号	項目	根拠法令等	摘	要	備	考
2-16	高難度新規医療	法6の12	高難度新規医療技術(	当該病院で実	特定機能病院以外の	病院に限り適用する。
	技術、未承認新	法15.1	施したことのない医療	技術(軽微な	この措置については	、高難度新規医療技術
	規医薬品等を用	•	術式の変更等を除く。)			品等を用いた医療の提
	いた医療を提供	則1の11.2.4	の実施により患者の死			、患者への重大な影響
	するに当たって		重大な影響が想定され			ら、医療法施行規則第
	の必要な措置		う。)又は未承認新規		7,1	第7号又は第8号を参
			該病院で使用したこと			情を踏まえた上で、可
			品医療機器等法第 14 章			<b>テわれるよう努めるこ</b>
			定する医薬品又は同窓		と。	
			項に規定する高度管理			
			あって、同法第 14 条第 条の 2 第 1 項、第 23 章			
			1 項若しくは第 23 条の			
			項の承認又は同法23条の			
			1項の認証を受けてい			
			床研究法(平成 29 年法			
			第2条第2項に規定す			
			研究に該当する研究に			
			ものを除く。)をいう。)	)を用いた医		
			療を提供するに当たっ	ては、第9条		
			の 20 の 2 第 1 項第 7 号	号又は第8号		
			の規定に準じ、必要な	措置を講ずる		
			よう努めること。			
			(※特定機能病院以外	の該当項目)		
2-17	特定機能病院に おける安全管理 等の体制	則9の20の2	(※特定機能病院の該	当項目)	※地方厚生(支)局	と連携して確認。
	日本と可以マヤ					はっぽはよびはっせ)。
1.	医療を受ける者 に対する説明に		(※特定機能病院の該	当項目)	V 117 = 17711 = 71712 = 7	ける医療を受ける者に る責任者の基準は、「医
	関する責任者の					する法律の一部の施行
	配置状況					9.3 伝作の - 品の旭刊 2.15健政発98号(令5.
					3.31一部改正))	
					от от просши	C > ////
2.	診療録等の管理	則 9 の 20 の	  (※特定機能病院の該	当項目)	◇特定機能病院にお	ける診療記録等の管理
2.	に関する責任者		(7•\ 14 \C  \\ \\  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \	J 717	に関する責任者の	基準は、「医療法の一
	の選任状況				部を改正する法律	せの一部の施行につい
					て」(平5.2.15健	政発98号(平30.5.30
					一部改正))を参	照

項目				
番号	項目	根拠法令等	摘    要	備考
3.	高難度新規医療 技術を提供する に当たっての措 置状況	2. 1. 7	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に講ずる措置は、「医療法施行規則第9条の20の2第1項第7号ロの規定に基づき高難度新規医療技術について厚生労働大臣が定める基準について」(平28.6.10医政発0610第21号(平30.5.30一部改正))を参照
4.	未承認新規医薬 品等を用いた医 療を提供するに 当たっての措置 状況	2. 1. 8	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における未承認新規医薬品等を用いた医療を提供する場合に講ずる措置は、「医療法施行規則第9条の20の2第1項第8号ロの規定に基づき未承認新規医薬品等を用いた医療について厚生労働大臣が定める基準について」(平28.6.10医政発0610第24号(平30.5.30一部改正))を参照
5.	監査委員会の設 置状況	法19の2. 2 則15の4. 1. 2	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における監査委員会の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15健政発98号(令5.3.31一部改正))を参照
6.	入院患者が死亡 した場合の医療 安全管理部門へ の報告状況	2. 1. 9	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における医療安全管理部門 への報告の基準は、「医療法の一部を改 正する法律の一部の施行について」(平5. 2.15健政発98号(令5.3.31一部改正)) を参照
7.	他の特定機能病院の管理者と連携した相互立入り及び技術的助言の実施状況	2. 1. 10	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における相互立入り及び技術的助言の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5. 2.15健政発98号(令5.3.31一部改正))を参照
8.	医療安全管理の 適正な実施に疑 義が生じた場合 等の情報提供を 受け付けるため の窓口の状況	2. 1. 11	(※特定機能病院の該当項目)	◇特定機能病院における情報提供受付の基準は、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15健政発98号(令5.3.31一部改正))を参照

項目						
番号	項目	根拠法令等	摘	要	備	考
9.	管理者のための 研修の実施状況		(※特定機能病院	の該当項目)	修の基準は、「医 法律の一部の施行	3ける管理者のための研 経療法の一部を改正する 所について」(平5.2.15 .3.31一部改正))を参
2-18	検体検査の業務 の適正な実施に 必要な基準への 適合	則9の7 則9の7の2	体検査の業務を行う	場合に、検体検実施に必要な基。	査の業務を受託して 「病院又は診療所間 務を委託及び受託す て」(平成30年11月: 第1号・医政地発11 政局総務課長・地域 (令元.7.10 一部改	2の医療機関から検体検 実施している場合は、 において検体検査の業 る場合の留意点につい 29 日付け医政総発 1129 29 第 1 号厚生労働省医 医療計画課長連名通知) 正)) も参照し、検体検 切に行われるよう、必要 こと。
	検体検査の精度の確保に係る責任者の配置		併せ行う病院: で会って主と もの 医師又に ロ 歯科医業を は診療所又は 業を併せ行う: 療所であって:	にイす 診を所う く医診医はにイす 診を所う く医診を技術と関係がして医療ののです。 は業療行師と対して医療のでして医療のでして医療のでして医療のでして医療ののでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな		
	遺伝子関連・染色 体検査の精度の 確保に係る責任 者の配置		の確保に係る責任 イ及びロに掲げ 応じ、当該イ及ひ 有すること。(遺	者として、次のる場所の種別に る場所の種別に い口に定める者を 伝子関連・染色 実施する場合に	責任者は、検体検査の者と兼任して差し支え 遺伝子関連・染色体検知識及び経験を有す 「医療法等の一部を施行に伴う厚生労働する省令の施行につい	を査の精度の確保に係る 対特度の確保に係る責任 えない。 を査の業務に関し相当の る者の例については、 改正する法律の一部の 省関係省令の整備に関 いて」(平 30.8.10 医政 .1 (2) イを参照するこ

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
3.	標備産事をできた。		イ 医業な対象をなど、	病な古い見しととうと、 院びして連相く関しるす業院と遺務歯師査び 作事しに業事行に清こ 管 若歯く医・当は連相者病及若し伝に科又の経 業者、あ書項わ掲分と 理 し科は業染の臨・当 院びして子関医は業験 書に血っに以なげ離を 標 は業療行体験検色知 し科は科連相若伝に有 常知分はいの病標関し 作 診を所う検を査体識 く医診医・当し子関す 備し離、て事院準すな 業	検査機器保守管理標準 医療機器の添け管理標準 医療機器のあれること。 各作業書について差して差して差して差して差して差して変	集作業書については、 取扱説明書等をもっ 票準作業書とするこ 作業の内容に応じて

項目					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
4.	作業日誌の作成		4. 次に掲げる作業 F ていること。たた のみを行う病に に掲げる作業 B に掲げる作業 B を、血清分離に関する にあってて血清分 を記載することを イ 検査機器 保守 ロ 測定作業 日記	こし、血清分離 にあいて血清 項以外の病院 引力ない病院 引がる作業 当ばと関しない。 管理作業 日 を理作業 日 を 日 を 日 は 日 は 日 は 日 り の に 関 り の に 関 り に り と り に り と り と り と り と り と り と り と	検査機器保守管理作業日誌や測定作業日誌に記入すべき事項として考えられるものについては、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平30.8.10医政発0810第1号)第2.1 (3) イを参照すること。 いずれの作業日誌も記録の頻度としては、検体検査を実施した都度又は週~月単位が望ましいこと。 各作業日誌については、作業の内容に応じて整理統合して差し支えないこと。
5	台帳の作成		5. 次に掲げる台帳がること。ただら病院等にし、を行う病院等にしたすることを要したででは、内では、内では、内では、内では、内では、内では、内では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力では、大力	血清分離のみっては、作成さい。また、以 はい。また、以 はずる台帳につ を検を行った場 を検を行った場	試薬管理台帳、統計学的精度管理台帳及び 外部精度管理台帳に記入すべき事項については、「医療法等の一部を改正する法律 の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令 の整備に関する省令の施行について」(平 30.8.10) 医政発 0810 第1号) 第2.1(3) ウを参照すること。 各台帳については、作業の内容に応じて整 理統合して差し支えないこと。
6.	検体検査の精度管理のための体制の整備		6. 病院等における札子関連・染色体検を除く。)についげる事項を行うと。 イ 内部精度管理 ハ 検査業務の 必要な研修の事	き査に係るものいて、以下に掲よう努めるこ!!!!!調査の受検	内部精度管理の実施に努める上で留意すべき事項は以下のとおりである。  ・日々の検査・測定作業の開始に当たっては、機器及び試薬に必要な較正が行われていること。 ・定期的に当該病院等の管理試料等の同一検体を繰り返し検査した時の結果のばらつきの度合いを記録及び確認し検査結果の精度を確保する体制が整備されていること。  検査業務の従事者に対する研修の実施に努める上では、研修は検体検査の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含むものであること。 ・各標準作業書の記載事項・患者の秘密の保持

項目						
番号	項目	根拠法令等	摘	要	備	考
7.	遺伝子関連・染色		7. 遺伝子関連·	染色体検査の業務	病院等が遺伝子関連	・染色体検査を行う場
	体検査の精度管			·		ごとに内部精査管理を
	理のための体制		院等における遺	遺伝子関連・染色体	実施すること。なお、	内部精度管理を実施す
	の整備			·	る上で留意すべき事項	頁は以下のとおり。
				こ、外部精度管理調		
						業の開始に当たっては、
				等との連携による な色体検査の精度に		な較正が行われている
					Ť	の管理試料等の同一検
			めること。	雅恥を打 ノよ ノ労		た時の結果のばらつき
				<b>学</b> 理		確認し検査結果の精度
					を確保する体制が整	
			必要な研修		C 1011 110 12	
			22 8 9 1 2		検査業務の従事者に	対する研修を実施する
					上では、研修は検体検	査の業務を適切に行う
					ために必要な知識及	び技能を修得すること
					を目的とし、次に掲げ	る事項を含むものであ
					ること。	
					<ul><li>各標準作業書の記載</li></ul>	載事項
					・患者の秘密の保持	
2-19	サイバーセキュ リティの確保			リティを確保する 置を講じているか。	ムの安全管理に関す 版」を参照	ては、「医療情報システ するガイドライン第6.0 ) うち、医療機関におい
					て優先的に取り組む 和7年度版『医療機	でいき事項として、「令 関におけるサイバーセ
					療機関におけるサ	ェックリスト』及び『医 イバーセキュリティ対 ・マニュアル〜医療機
						について」(令7.5.14
						号) で示す、「医療機関
						セキュリティ対策チェ
					ックリスト」に必要	な事項が記入されてい
					ることを確認するこ	- と。
					<ul><li>特に、上記チェック</li></ul>	リストにおいて医療機
						うち、インシデント発生
						ついては、連絡体制図の
						こより、その有無を確認
					すること。	
2-20	長時間労働とな				長時間労働とかる	医師に対する面接指導
2 20	る医師に対する					の確保等に関する留意
	面接指導の実施					療法第25条第1項に基
	及び休息時間の					上の留意事項について
	確保等の状況				-	務間インターバル及び
						合和6年3月15日付け
					医政局医事課医師等因	医療従事者働き方改革

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
	面接指導の実施状況	法 108 108 62 63 64 65 66 67 68	上となる見込みの	の医師(面接指導 ンて、面接指導を	推査正て勤よ 医い関善是第 向 別と接て・ ・ ・ は月対規断で任療定確象る特いえ事、検警療境導機関の則と強条、指機間た対こ機「記対対指者等で査の」、床し師と対時主事、検警療境導機関の則と善多十導 関外医象と関氏戦の者し具踏しる数「修検背望医外が経験目をに支こら組る療一告) 改繰 対日一に認示「た接し機のを差す複 研でのが象間とをを係め都セ。正十合関支行 がり し 労覧対すを時資増覧査なてな。つ年含象偏い特別またを変が、 の で は が に が に が に が に が に が に が に が に が に が	では は は は は は は に が の の の を を を を を を を を を を を を を
	面接指導実施後 の就業上の措置	法 108.5 則 69	指導実施後、必要 時間の短縮、宿直	要に応じて、労働 直の回数の減少そ 置(就業上の措	医療機関に対し、「直別の時間外・休日労働時となった医師の一覧」の接指導対象医師に対し、意見に基づく措置内容に	間数が 100 時間以上 提示を求め、当該面 面接指導実施医師の

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
3.	労働時間短縮の 措置	法 108.6 則 70	となった医師につい	いて、労働時間 要な措置を講	要否や措置の内容について記載された記録があることを確認すること。  医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が155時間超となった医師の一覧」の提示を求め、当該対象の医師に対し、労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録があることを確認すること。
4.	特定労務でである。おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、お	法 123 則 110 則 111 則 112 則 113 則 116 則 117 則 118 則 119	年960時間超となる れる医師に対し、 バル及び代償休息 と。	は日労働時間が見からの はないでは、 はないではないでは、 はないではないでは、 はないではないではないでは、 はないではないではないでは、 はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	①特定労務管理対象機関に対し、「特定対象 医師の名簿」の提示を求め、当該名簿から 確認対象とする複数の医師を指定する(指 定の際、特定臨床研修医がいる場合には特 定臨床研修医を含むこと。)。 ②その上で、指定した医師に関し、医療機関 に対して、以下の項目が記載されている勤 務状況が分かる資料の提示を求め、当該資 料に基づき勤務間インターバル及び代償
2-21	医療法人におけ る経営情報等の 報告	法 69 の 2.2 則 38 の 5 則 38 の 6	(※医療法人立病院の 医療法人が開設して いて、会計年度終了 に、経営情報等を都近 告すること。	いる病院につ 後3か月以内	び分析等について」(令 5.7.31 医政発 0731

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
3	帳票・記録					
3-1	診療録の管理、保存	法15. 1 法25	適切に作成された管理、保存されて		24条第1項及び同法より ①診療を受けた者の び年齢 ②病名及び主要症: ③治療方法(処方 ④診療の年月日 と規定されている。 (参考2)	O住所・氏名・性別及 状 及び処置) 44条第2項により5
3-2	助産録の管理、保存	法15.1 法25	いる病院 適切に作成され	業務に従事して、た助産録が適切がれていること。	産師看護師法第42条 行規則第34条により ①女婦の及び住所、②分好産婦のの経過 ②分好産婦のの経過のの経過のの経過のの経過のの経過のの経過のの経過のののが、 ②分娩のののででは、 ②が使のののでは、 ②分娩ののののののでは、 ②分娩ののののののののでは、 ②分娩のののののののでは、 ②分娩のののののののでは、 ②ののののののでは、 ②のののでは、 ②のののののでは、 ②のののののでは、 ②のののでは、 ②のののでは、 ②のののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②ののでは、 ②のでし、 ②のでは、 ②ので、	定名、年齢及び職業 正産別 の有無及びその経 所見及び保健指導 る健康診断受診の含 に関する検査を含 に関する検査を を加置 生死別 ののびじょく婦、新生 ののでしょく婦、新生 ののでしまく婦、新生 ののでしまく婦、新生 ののでしまく婦、新生 ののでしまる に関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関するは、新生 ののでしまる。 を関いる。 を関いる。 を を を を を を を を を を を を を

項目					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
3-3	診療に関する諸部の整理保管	法21. 1. 9 則20. 1. 10	①過去2年間の診り 録が適正に整理(こと。		診療に関する諸記録 ア 病院日誌 (病院の経営管理に関する総合的特記事項の日誌) イ 各科診療日誌 (各科別の診療管理上の総括的事項の日誌並びに看護に関する記録日誌) ウ 処方せん (患者の氏名、年齢、薬名、分量、用法、用量、発行年月日、使用期間及び病院若しくは診療所の名称、及び所在地又は医師の住所を記載し、記名押印又は署名されたもの) (注:内服薬にあっては「内服薬処方せんの記載方法の在り方に関する検討会報告書の公表について」(医政発0129第3号・薬食発0129第5号)を参考にして記載すること。) エ 手術記録 (手術室の管理及び各科の利用状況などの事項の記録) オ 看護記録 カ 検査所見記録 (検査室において行われた検査結果の記録) キ エックス線写真 ク 入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿(注:病院日誌に記入されていても差し支えない。) ケ 入院診療計画書(患者が入院した日から起算して7日以内に診療を担当する医師により、入院中の治療に関する計画等を書面にて作成し、患者又は家族へ交付し適切な説明を行うこと。)
		法22. 2 則21の5. 2	県の承認を受けて	いる場合は、過 こ関する諸記録	イ 各科診療日誌

項目						
番号	項	目	根拠法令	摘	要	備考
			法22.3 則21の5.3	③地域医療支援病院と 県の承認を受けてい 過去2年間の病院の 営に関する諸記録が 保管されていること	いる場合は、 の管理及び運 が適正に整理	病院の管理及び運営に関する諸記録 ア 共同利用の実績 イ 救急医療の提供の実績 ウ 地域の医療従事者の資質の向上を図る ための研修の実施 エ 閲覧実績 オ 紹介患者に対する医療提供の実績 カ 他の病院又は診療所に対する患者紹介 の実績
			法22の2.3 則22の3.2	<ul><li>④特定機能病院として 臣の承認を受けてい 過去2年間の診療に 録が適正に整理保管 こと。</li></ul>	、る場合は、 に関する諸記	診療に関する諸記録 ア 病院日誌 イ 各科診療日誌 ウ 処方せん エ 手術記録 オ 看護記録 カ 検査所見記録 キ エックス線写真 ク 紹介状 ケ 退院した患者に係る入院期間中の診療 経過の要約 コ 入院診療計画書
			法22の2.4 則22の3.3	⑤特定機能病院として 臣の承認を受けてい 過去2年間の病院の 営に関する諸記録が 保管されていること	いる場合は、 の管理及び運 が適正に整理	病院の管理及び運営に関する諸記録 ア 従業者数を明らかにする帳簿 イ 高度の医療の提供の実積 ウ 高度の医療技術の開発及び評価の実績 工 高度の医療の研修の実積 関覧実績 カ 紹介患者に対する医療提供の実績及び 他の病院又は診療所に対する患者紹介 の実績 キ 入院患者、外来患者及び調剤の数並び に特定機能病院の管理者が行うべき医 療の安全の確保、特定機能病院の開設者 の講じるべき措置及び病院管理者とし て確保すべき安全管理体制措置の状況 を明らかにする帳簿

項目番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
		法22の3.3 則22の7.2	⑥臨床研究中核病 労働大臣の承認 場合は、過去2年 臨床研究に関す 正に整理保管され	を受けている 間の診療及び る諸記録が適	診療及び臨床研究に関する諸記録 ア病院日誌 イ各科診療日誌 ウ処方せん エ手術記録 オ看護記録 カ検査所見記録 キエックス線写真 ク研究対象者に対する医薬品等の投与及 び診療により得られたデータその他の 記録
		法22の3.4 規則22の7.3	⑦臨床研究中核病 労働は、過去に 選出 選出 選出 選出 と。	を受けている 間の病院の管 する諸記録が	病院の管理及び運営に関する諸記録 ア 従業員数を明らかにする帳簿 イ 特定臨床研究の計画の立案及び実施の実績 ウ 他の病院又は診療所と協同して特定臨床研究を実施する場合にあっては、特定臨床研究の実施の主導的な役割を果たした実績 エ 他の病院又は診療所に対し、特定臨床研究の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行った実績 オ 特定臨床研究に関する研修の実績 ◇診療記録等の電子媒体による保存等については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(平成28.3.31医政発0331第30号・薬生発0331第10号・保発0331第26号・政社発第0331第17号)参照

項目							
番号	項 目	根拠法令	摘	要	備	考	
3-4	エックス線装置 等に関する記録	則30の21 則30の22 則30の23.1 則30の23.2	※エックス線装置	等を有する病院			
1.	装置及び器具の		1. 装置又は器具の	1週間当たりの	1. 所定の線量率		
	使用時間の記録 及び保存		延べ使用時間を ごとに帳簿に記載 ごとに閉鎖し、閉	載し、これを1年 月鎖後2年間保存	診療室等	装置等	所定の 線量率
			していること。(/ 画壁等の外側に 率がそれぞれ所 になるよう遮蔽	おける実効線量 定の線量率以下 されている場合	治療用エック ス線装置を使 用しないエッ クス線診療室	治療用エッ クス線装置 以外のエッ クス線装置	40マイ クロシ ーベル ト毎時
			は、この限りでな	۲۷ '°	治療用エック ス線装置を使 用するエック ス線診療室	エックス線 装置	20マイ クロシ ーベル ト毎時
					診療用高エネ ルギー放射線 発生装置使用 室	診療用高エ ネルギー放 射線発生装 置	
					診療用粒子線照 射装置使用室	診療用粒子 線照射装置	
					診療用放射線 照射装置使用 室	診療用放射 線照射装置	
					診療用放射線 照射器具使用 室	診療用放射 線照射器具 器具	60マイ クロシ ーベル ト毎時

項目	_					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
2.	装置、器具及び 同位元素並びに 同位元素による 汚染物の記録及 び保存		項に規定する装置、診療用放射性子断層撮影診療別性同の廃棄 がりため 正に簿を	別第30条の23第2 診療用放射線照射 放射線照射器具、 同位元素又は同位元素 所用放射性電が が廃棄でで を 所用とびって で に まに関すていること は は は に は に は に に は に に に に に に に に に	①入手、使用又は ②入手、使用又は 線照射装置又は の型式及び個数 同位元素、診察 電子断層提回位元素 は放射性同びで 物の種類と かのた数量 3使用した者の氏	
3.	線量当量の測定、記録及び保存		あまり あより に所 原 所 原 原 に の に の に の に に に に に に に に に に に に に	いて、所定の方生 が前及射線の開生 を表による を表による を表になる を表になる を表になる をできる できる できる できる できる できる できる できる	所() (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (	表による汚染の状況 司位元素使用室、陽電子 用放射性同位元素使用 対性同位元素又は陽電子 用放射性同位元素により いる患者を収容する放射 :水(気)設備の排水(気) 監視設備のある場所、
4.	治療用エックス 線装置等の放射 線量の測定保存		高エネルギー 診療用粒子線 用放射線照射 6か月に1回 され、その結	ス線装置、診療用 放射線発生装置、 R照射装置及び診療 接置の放射線量が I以上線量計で測定 R果に関するその結 R存されているこ	等が行う書面の 信の技術の利用 等について」( 第30号・薬生発	ついては、「民間事業者 保存等における情報通 に関する法律等の施行 平成28.3.31医政発0331 60331第10号・保発0331 0331第1号)を参照。

番号         項         目         根拠法令         摘         要         備         考	項目 番号 3-5		根拠法令	協善曲	
則9の3       示すべき事項       所付近の見やすい場所         則9の4       ①管理者の氏名         ②診療に従事する医師又は歯科医師の氏名       ③医師又は歯科医師の診療日及び診療時間	3-5	陰肉堪忌		加女	備考
		PATE NATION AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	則9の3	病院の管理者が見やすい場所に掲示すべき事項 ①管理者の氏名 ②診療に従事する医師又は歯科医 師の氏名 ③医師又は歯科医師の診療日及び 診療時間	・①②③は、病院の入口、受付又は待合所付近の見やすい場所

項目					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
4	業務委託				
4-1	検体検査	法15の3.1 則9の7の4 則9の8	規則で定める基準に適に委託していること。	百合するもの	業務委託の基準については、医療法施行規則の他、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」(平5.2.15健政発第98号)及び「病院、診療所の業務委託について」(平5.2.15指第14号(令7.2.7一部改正))、「衛生検査所指導要領の見直し等について」(平30.10.30医政発1030第3号(令3.3.29一部改正))及び「病院又は診療所間において検体検査の業務を委託及び受託する場合の留意点について」(平30.11.29医政総発1129第1号・医政地発1129第1号(令元.7.10一部改正))を参照委託の事実の有無を契約書等により確認し、また、規則で定める内容を業務案内書、標準作業書等により確認すること。
4-2	滅菌消毒	法15の3.2 則9の9	規則で定める基準に通 に委託していること。	適合するもの	
4-3	食事の提供	法15の3.2 則9の10	規則で定める基準に通 に委託していること。	適合するもの	
4-4	患者等の搬送	法15の3.2 則9の11	規則で定める基準に通 に委託していること。	百合するもの	
4-5	医療機器の保守 点検	法15の3.2 則9の8の2 則9の12	規則で定める基準に通 に委託していること。	色するもの	
	医療ガスの供給設備の保守点検	法15の3.2 則9の13	規則で定める基準に通 に委託していること。	色合するもの	(参考) 医療ガスの保守点検指針にしたがって行われていること。 「医療ガスの安全管理について」 (令2.8.17医政発0817第6号参照)
4-7	洗濯	法15の3.2 則9の14	規則で定める基準に通 に委託していること。	<b>値</b> 合するもの	
4-8	清掃	法15の3.2 則9の15	規則で定める基準に通 に委託していること。	<b>値</b> 合するもの	
	感染性廃棄物の 処理	法20		首を選定して 廃棄物が汚染	

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
4-10	医療用放射性汚染物の廃棄	則30の14の2	「医療法施行規則第 1項の診療用放射性 射性同位元素によっ物の廃棄の委託を登 する省令」(平13.9 令第202号)により記 者に委託しているこ 医療用放射性汚染に に委託する場合にお	第30条の14の2第 同位不表 同位汚者を 受ける事 9.28 事 り、28 事 り、28 事 も の い て り、28 事 は と 。 物 の は 関 は と の の は と の の は り の の り の の り の り の り の り の り の り	(参考) 陽電子断層撮影診療 は陽電子断層撮影診療 よって汚染された物を ら以外の物が混入又に び表示をし、7日間を 棄施設において保管廃 管廃棄施設を設けるこ (則30条の11第1項第6 成16年厚生労働省告	京用放射性同位元素又京用放射性同位元素に を廃棄する場合は、これ は付着しないよう封及 超えて管理区域内の廃 逐乗する場合に限り、保 ことを要しない。 6号及び第4号並びに平

項目				
番号	項目	根拠法令	摘    要	備考
5	防火・防災体制			
5-1	防火管理者及び 消防計画	法20 法23	適切な防火体制を整備するにあたり 1. 防火管理者の資格を有し、その責務 を果たし得る管理的又は監督的地位にある者を防火管理者として定めるとともに、これを所轄の消防署 に届け出ていること。	により別途規制が行われていることに留 意する。 【病院、診療所又は助産所における基準】
			2. 消防法令に即して消防計画を作成 するとともに、これを所轄の消防署 に届け出ていること。	【病院、診療所又は助産所における基準】 消防計画は、収容人員が30人以上の施設に ついて作成。
5-2	消火訓練·避難 訓練	法20 法23	消火訓練及び避難訓練をそれぞれ年 2回以上実施すること。	※避難訓練のうち1回は、夜間・休日を想定して実施するよう努めることとすること。 【病院、診療所又は助産所における基準】 消火訓練及び避難訓練は、収容人員が30人 以上の施設について年2回以上実施。
5-3	防火・消火用の設備	法20 法23 則16.1.15 則16.1.16	防火・消火上必要な設備が整備され ていること。	<ul> <li>【病院、診療所又は助産所における基準】</li> <li>1. 消火設備</li> <li>・消火器:延べ面積が150㎡以上</li> <li>・屋内消火栓:延べ面積が700㎡以上</li> <li>・スプリンクラー:病院にあっては、3,000㎡以上</li> <li>・屋外消火栓:1階及び2階の部分の床面積の合計が3,000㎡以上</li> </ul>
				2. 警報設備 ・自動火災報知器:延べ面積が300㎡以上(平成27年4月より全ての有床の施設に設置が義務化) ・非常ベル及び自動式サイレン:収容人員が20人以上の施設について設置 ・放送設備:収容人員が300人以上の施設について設置
				3. 避難設備 ・避難はしご、すべり台、救助袋、緩降機、避難橋:収容人員が20人以上の施設について、2階以上の階又は地階で、いずれか一つの設備を設置 ・誘導灯、誘導標識等:全ての施設について設置

項目					
番号	項目	根拠法令	摘	要	備考
5-4	点検報告等 防災及び危害防	則16. 1. 16	防関係法令に即し、 用設備の点検報告 こと。	等を実施している	病院、診療所などの特定建築物等のうち特定 行政庁が規模等を定めて指定するものの所有 者等は、定期に当該建築物について建築士等 の資格者に調査させ、特定行政庁に報告しな ければならない。 (建築基準法第12条第1項)
	止対策		蒸気又はガスに関		危害防止上必要な方法の例

項目				
番号	項目	根拠法令	摘    要	備考
6	放射線管理		※放射線等取扱施設を有する病院	診療用放射線の取扱いについては、「病院又は診療所における診療用放射線の取扱いについて」(平31.3.15医政発0315第4号)を参照のこと。
6-1	管理区域について適切な措置が とられているか。	則30の16.1	1. 病院内の場所であって外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度が所定の線量、濃度又は密度を超えるまそれがある場所を管理区域と設定していること。 また、管理区域である旨を示す標識が付されていること。	(則第30条の26第3項参照) (制第30条の26第3項参照)
6-2	敷地の境界等に おける防護につ いて適切な措置 がとられている か。	則30の16.2 則30の17	2. 管理区域内に人がみだりに立ち 入らないような措置が講じられ ていること。 敷地内の人が居住する区域及び敷	実効線量が3か月につき250マイクロシーベルト
	~ 0	<b>X</b> 300.>11	地の境界における線量を所定の 量限度以下にするための遮蔽 等の措置が講じられていること。	
6-3	放射線等取扱施設に患者及び取扱者に対する放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示がされているか。	則30の13	目につきやすい場所に掲示されていること。	
6-4	放射線器と関係の関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	則30の4~ 則30の8の2 則30の12	1. エックス線診療室、診療用高エネギー放射線発生装置使用室、診療 粒子線照射装置使用室、診療用放射線 線照射装置使用室、診療用放射線 射器具使用室、放射性同位元素場 診療機器使用室、診療用放射性同 元素使用室、陽電子断層撮影診療 放射性同位元素使用室及び放射 治療病室等についてその旨を示 標識が付されていること。	E 用
		則30の5~ 則30の8の2	<ol> <li>診療用高エネルギー放射線発生 置使用室、診療用粒子線照射装置 用室、診療用放射線照射装置使</li> </ol>	使

項目	1	Les Hen V.L. A	Let* THE	/44
番号	項目	根拠法令	摘 要 用室、診療用放射性同位元素使用 室及び陽電子断層撮影診療用放射 性同位元素使用室については、人 が常時出入りする出入口が1か所 となっていること。	
6-5	使用中の表示に ついて必要な注 意事項の掲示が されているか。		1. エックス線装置を使用している時はエックス線診療室の出入口にその旨を表示していること。 2. 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室及び診療用粒子線照射装置使用室並びに診療用放射線照射装置使用室の出入口に放射線発生時又は照射時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。	
6-6	取扱者の遵守事 項が守られてい るか。	則30の20.1. 1	1. 診療用放射性同位元素使用室、 陽電子断層撮影診療用放射性同 位元素使用室又は廃棄施設にお いては作業衣等を着用して作業 していること。また、作業衣を 着用してみだりにこれらの室又 は施設の外に出ないこと。	
		則30の20.1. 2~3	2. 放射性同位元素により汚染された物をみだりに診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室若しくは管理区域から持ち出さないこと。	2. ①診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、廃棄施設又は放射線治療病室からみだりに持ち出していけない場合(則第30条の26第6項参照) ②管理区域からみだりに持ち出してはいけない場合(則第30条の26第6項参照)
	放射線診療従事者の被ばく防止について適切な措置がとられているか。	則30の18.1	被ばくする線量が所定の実効線量 限度及び等価線量限度を超えない ような措置が講じられているこ と。 2. 眼の水晶体に受ける等価線量が所 定の線量限度を超えないような措 置が講じられていること。	1. 実効線量限度 (則第30条の27第1項参照) 2. 等価線量限度 (則第30条の27第2項参照) 3. 実効線量限度及び等価線量限度の測定方法 ①外部被ばく 放射線測定用具(ガラスバッチ等)による 測定が原則 位置は胸部(女子は腹部)が原則だが、被 ばくする量が最大となるおそれのある人体 部分が胸部(女子は腹部)以外の場合は、

項目						
番号	項目	根拠法令	摘	要	備	考
					当該部位もあわせて後 ②内部被ばく 3月を超えない期間に 厚生大臣の定める方法 (平成12年厚生省告示: ※経過措置等については の一部を改正する省名 (令和2.4.1医政発046	11回が原則 第398号参照) は、「医療法施行規則 今等の交付について」
	患者の被ばく防 止つにいて適切 な措置がとられ ているか。	則30の19	放射線により、治患者以外の入院患線量を超えて被は 遮蔽等の措置か講 ること。	見者が所定の実効 ばくしないような	所定の線量限度 実効線量が3か月間 ーベルト	につき1.3ミリシ
	診療用放診療置、診療性の動物を表現所を対象を表現的ないのでは、対象を表現を対象を表現を対象を表現を対象を表現を対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を					
	放射線装置・機器の使用・機器の使用・廃棄にたた素・運いを施り、変が、のでは、変が、のでは、変が、のでは、変が、のでは、変が、のでは、変が、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが	則30の14			・認められた使用室以外規則を参照。	の使用については
	診療用放射線照 射器具及び診療 用放射性同位元 素等の管理が適 切に行われてい るか。		について適切な ること。 2. 診療用放射性同 断層撮影診療用	措置が取られてい 位元素又は陽電子 放射性同位元素の 置について適切な	・「診療用放射線照射器 について」(平12.9. 号・医薬監発第091200	12医薬安発第0912001

項目					
番号	項目	根拠法令	摘    要	備	考
6-12	放射線装置に所 定の障害防止の 方法が講じられ ているか。	則30 則30の2 則30の2の2 則30の3 則30の7の2	エックス線装置、診療用高エネルギー 放射線発生装置、診療用粒子線照射装 置、診療用放射線照射装置及び放射性 同位元素装備診療機器について所定 の障害防止の方法が講じられている こと。		
	必要な施設に閉鎖のための設備または器具を設けているか。	則30の7の2 則30の9 則30の11	1. 放射性同位元素装備診療機器使用室、貯蔵施設、保管廃棄設備の外部に通ずる部分に閉鎖のための設備または器具を設けていること。 2. 排液処理槽の上部開口部の周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵等で区画され、その出入口に鍵そのほか閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。		
	診療用放射性同 位元素使用室及 び陽電子断射性 影診療用放射性 同位元素使用室 に所定の設備が 設けられ管理さ れているか。	則30の8の2	<ol> <li>出入口付近に汚染の検査に必要な放射線測定器、汚染除去に必要な器材、薬剤及び洗浄設備並びに更衣設備が設けられていること。</li> <li>準備室にフード、グローブボックス等の装置が設けられているときは排気設備に連結されていること。また、洗浄設備を設けること。</li> </ol>		
	貯蔵箱等の貯蔵 容器、運搬容器 及び保管廃棄で 器についたが上の方 法がとられ、 切に管理されて いるか。	則30の9 則30の10 則30の11 則30の9.8ロ 則30の9.8ハ	<ol> <li>貯蔵及び運搬時に1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト毎時以下になるように遮蔽されていること。</li> <li>貯蔵容器、運搬容器について、空気を汚染するおそれのある場合は気密構造となっていること。また、液体状の場合はこぼれにくい構造で液体の浸透しにくい材料でできていること。</li> </ol>		
		則30の9.8二	3. 貯蔵容器、運搬容器または保管廃棄 容器を示す標識が付されているこ と。		

項目				
番号	項目	根拠法令	摘    要	備考
6-16	廃棄施設につい て所定の障害防 止の方法がとら	則30の11.1. 2のハ	1. 排水設備において排液流出の調整 装置が設けられていること。	
	れ、適切に管理 されているか。	則30の11.1. 3のニ	2. 排気設備において放射性同位元素 によって汚染された空気のひろが りを急速に防止することのできる 装置が設けられていること。	
6-17	通報連絡網が整備されているか。	則30の25	事故発生に伴う連絡網並びに通報先 等を記載した、通報基準や通報体制を 予め定めていること。	
6-18	移動型エックス 線装置は適正に 保管されている か。	則30の14	移動型エックス線装置に鍵のかかる 保管場所又は鍵をかけて、移動させら れないようないずれかの措置を講じ ていること。	
6-19	陽電子断層撮影 診療用放射性同 位元素を使用で きる体制が確保 されているか。	則28. 1. 4	1. 放射線障害の防止に関する予防措置を講じていること。	①陽電子断層撮影診療に関する所定の研修を 修了し、専門の知識及び経験を有する診療 放射線技師を、陽電子断層撮影診療に関す る安全管理に専ら従事させること。 ②放射線の防護を含めた安全管理の体制の確 立を目的とした委員会等を設けること。
		則28. 1. 5	2. 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用できる医師又は歯科医師を配置していること。	③陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関し、陽電子断層撮影診療を担当する医師又は歯科医師と薬剤師との連携が十分に図られるよう努めることが望ましいこと。 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する者として、以下に掲げるすべ名以上配置していること。 ア 当該病院又は診療所の常勤職員であること。 イ 陽電子断層撮影診療に関する安全管理の責任者であること。 ウ 核医学診断の経験を3年以上有していること。 エ 陽電子断層撮影診療全般に関する所定の研修を修了していること。

# V 構造 設備基準

## 1 病室等

区分	項目	根拠法令	摘 要	備考
1	項 目 病 室 定められた構造 になっている か。	根拠法令 則16.1.2の2 ~則16.1.5 則16.2 則附則5条	区分1~18の構造設備基準に ついては、厚生労働省令の定める ところによること。	①内法による測定で、患者1人につき 6.4㎡以上となっていること。 ②療養病床に係る一の病室の病床数は、 4床以下となっていること。 ③小児だけを入院させる病室の床面積 は、上記の床面積の2/3以上とする ことができる。ただし、一の病室の床 面積は6.3㎡以下であってはならない。 (経過措置) ①既存病院建物内の療養病床又は、経過 的旧療養型病床群に係る病室以外の病
				室の床面積は、内法による測定で患者 1人を入院させるものにあっては 6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあっては、患者1人につき 4.3㎡以上となっていること。
				床群に転換したものについては、1人につき 6㎡ (建築基準法施行令第2条第1項第3号の算定方法による。)以上となっていること。
			2. 機械換気設備については、結核 病室、感染症病室又は病理細菌 検査室の空気が風道を通じて他 の部分へ流入しないようにする こと。	
2	精神病室 医療及び保護の ために必要な方 法がとられてい るか。	則16. 1. 6	精神病室の設備については、精神 疾患の特性を踏まえた適切な医療 の提供及び患者の保護のために必 要な方法を講じること。	必要な方法の例 (「精神病院建築基準の改正について」 (昭44.6.23衛発第431号)を参照) ①自傷他害のおそれがある者を入院させ るための保護室を設置すること。 ②保護室は、採光、換気、通風、冷暖房 等の環境条件には特に考慮すること。

区分	項目	根拠法令	摘   要	備考
				③合併症(結核、感染症)病棟は、他としゃ断し、病棟配膳、病棟消毒を行う等の方法により感染を防止すること。
3	結核病室 感染予防のため の必要な方法が とられている か。	則16. 1. 7 則16. 1. 12	病院の他の部分及び外部に対して 感染予防のためにしゃ断その他必 要な方法を講じていること。	その他必要な方法 医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、 食器等の消毒設備が設けられている こと。
4	感染症病室 感染予防のため の必要な方法が とられている か。	則16. 1. 7 則16. 1. 12	病院の他の部分及び外部に対して 感染予防のためにしゃ断その他必 要な方法を講じていること。	その他必要な方法 医療・看護用具、被服、寝具、汚染物、 食器等の消毒設備が設けられている こと。
5	放射線治療病室 定められた構造 になっており、 かつ、適正に管 理されている	則30の12.1. 1 則30の12.1. 2 則30の12.1. 3	※診療用放射線照射装置、診療用 放射線照射器具、診療用放射性 同位元素又は陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素を有する病 院	
	か。		1. 画壁等の外側が所定の線量以下 になるように遮蔽されているこ と。(ただし、画壁等の外側を人が 通行等できない場合を除く。) 2. 放射線治療病室である旨の標識 が付されていること。	実効線量が1週間につき1ミリシーベ
			3. 汚染除去のための所定の方法が 講じられていること。(ただし、 則第30条の8第8号の規定につい ては診療用放射線照射装置又は 診療用放射線照射器具により治療を受けている患者のみを収容 する放射線治療病室においては 適用しない。)	3. 汚染除去のための所定の方法 (則第30条の8第6号〜第8号参照)
6	診察室・処置室 整備されている か。	法21.1.2 法21.1.4 則20.1.1 則20.1.4	1. 診療科ごとに専門の診察室を有していること。(ただし、1人の医師が同時に2以上の診療科の診療に当たる場合その他特別な事情がある場合を除く。)	
			2. 処置室は、なるべく診療科ごと にこれを設けることとする。 (ただし、場合により2以上の 診療科についてこれを兼用し、	2. 兼用する場合は、処置の内容、プライバシーの保護等に十分配慮すること。

区分	項目	根拠法令	摘   要	備考
			又は診療室と兼用することができ	
			る。)	
7	手術室 整備され、かつ、 必要な設備が設 けられている か。	法21. 1. 3 則16. 1. 1 則20. 1. 2 則20. 1. 3	※手術室を有すべき病院 外科、整形外科、美容外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、 皮膚科、泌尿器科、産婦人科、産 科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこ う科の一を有する病院又は歯科 医業についての診療科名のみを 診療科名とする病院	
			1. 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、清潔な手洗いの設備を附属して有しなければならないこと。	1. 床の構造が電導床である場合又は湿度 調整の設備を有する場合は、必ずしも内 壁全部を不浸透質のもので覆う必要は ない。
			2. 起爆性のある麻酔ガスの使用に 当たっては危害防止上必要な方 法を講じること。	
8	分娩室及び新生 児に必要な施設 が整備されてい るか。	法21. 1. 10	産婦人科又は産科を有する病院に あっては分娩室及び新生児の入浴 施設 (沐浴室及び浴槽)を有して おり、適正な構造になっているこ と。	沐浴室は専用であることが望ましいが、 分娩室等と適宜仕切られるような構造 であってもよい。
9	整備され、かつ、必要な設備が設		1.血液、尿、喀痰、糞便等について、通常行われる臨床検査に必要な設備が設けられていること。	1. 検体検査の業務を委託する場合にあっては、当該検査に係る設備を設けないことができる。ただし、休日・夜間や救急時の体制が確保されていること。また、生理学的検査を行う場所は原則として病院又は診療所等医業の行われる場所に限定されるものであること。(「医療法等の一部を改正する法律等の施行について」(H13.2.22医政発第125号)(H14.4.1一部改正)を参照)
			2. 火気を使用する場所には防火上 必要な設備が設けられていること。	

区分	項目	根拠法令	摘要	備考
10	調剤所 整備され、かつ、 必要な施設、設 備が設けられて いるか。	法21.1.7 則16.1.14	<ol> <li>調剤所の採光及び換気が十分で、かつ、清潔が保たれていること。</li> <li>冷暗所が設けられていること。</li> <li>調剤に必要な器具を備えていること。</li> </ol>	
11	給食施設 定められた構造 になっており、 かつ、必要な施 設、備が設け られているか。	法20 法21.1.8 則10.1.7 則20.1.8 則20.1.9	<ol> <li>入院患者のすべてに給食することのできる施設を有していること。</li> <li>床は耐水材料で作られ、洗浄及び排水又は清掃に便利な構造となっていること。</li> <li>食器の洗浄消毒設備が設けられていること。</li> <li>病毒感染の危険のある患者の用に供した食器について他の患者の食器と別個に消毒する設備となっていること。</li> </ol>	調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあっては、当該業務に係る設備を設けないことができる。ただし、再加熱等の作業に必要な設備については設けなければならない。 (「医療法等の一部を改正する法律等の施行について」(H13.2.22医政発第125号)(H14.4.1一部改正)参照)
1 2	歯科技工室 必要な設備が設 けられている	則16. 1. 13	※歯科技工室を有する病院 防塵設備及び防火設備が設けられ ていること。	
1 3	か。 階数及び規模に 応じた建物の構造 定められた基準	則16. 1. 2	1. 3階以上の階に病室を設けている場合は特定主要構造部が耐火構造となっていること。 2. 放射線治療病室以外は、地階に	
1 4	に適合している か。 階段	則16.1.8	病室を設けていないこと。 ※第2階以上の階に病室を有する	
	定められた基準 に適合している か。	則16. 1. 9	病院  1. 患者の使用する屋内直通階段が 2以上設けられていること。 〔ただし、患者の使用するエレベー ターが設置されているもの又は 第2階以上の各階における病室	

区分	項目	根拠法令	摘   要	
			の床面積の合計が、それぞれ50 ㎡(主要構造部が耐火構造である か又は不燃材料で造られている 建築物にあっては100㎡)以下 のものについては患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。〕  2. 階段及び踊場の幅は内法1.2 m以上、けあげは0.2 m以下、踏面は0.24 m以上となっており、適当な手すりが設けられていること。	
15	避難階段 定められた基準 に適合している か。	則16. 1. 10	※第3階以上の階に病室を有する 病院 避難に支障がないように2以上 の避難階段が設けられているこ と。(ただし、患者の使用する 屋内の直通階段を建築基準法施 行令第123条第1項に規定す る避難階段としての構造とした 場合は、その数だけ避難階段の 数に算入することができる。)	
16	廊下 定められた基準 に適合しているか。	則16. 1. 11	1. 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8 m以上(両側に居室のあるにとっただし、ないること。ただし、大学附属病院のみを有する病院を除く。)及び100床以上での科、外科、こう科(令第3条の2第1項第1号ハとの診察科名とする場合を除く。)を組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。)を割りたる。	室のある廊下は1.6m以上)となっていること。 (平成13年厚生労働省令第8号(以下、「平成13年改正省令」という。) 附則第8条)

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
1 7	便 所 適正な構造にな っているか。	法20	1. 清潔を保持するものとし、その 構造設備は、衛生上、防火上及 び保安上安全と認められるよう なものでなくてはならない。	便所の構造 採光及び換気のため直接外気に接する 窓を設けること。(ただし、水洗便所で これに代わる設備をしたときはこの限 りでない。)
18	機能訓練室定められた基準に適合しているか。	法21.1.11 則20.1.11 則附則21	1. 療養病床を有する病院にあっては、1以上の機能訓練室は面積40㎡以上(内法)であること。また、必要な機器、器具を備えていること。	1. 既存病院建物内に療養病床又は経過的 旧療養病床群を有する病院について は、機能訓練を行うために十分な広さ を有すること。(平成13年改正省令附 則第21条参照)
			区分19~23の構造設備基準 については、厚生労働省令で定め る基準を参酌し都道府県が条例 で定めるところによること。	※参酌すべき基準 地方公共団体が十分参照した結果とし てであれば、地域の実情に応じて、異な る内容を定めることが許容されるも の。
19	消毒施設 定められた基準 に適合しているか。	法21.1.12 法21.3 則16.1.12 則21.1.1 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】  1. 蒸気、ガス若しくは薬品を用い 又は、その他の方法により入院 患者及び職員の被服、寝具等の 消毒を行うことができるもので あること。	<ol> <li>消毒を行う施設 蒸気消毒装置、ホルムアルデヒド、ガス消毒装置等</li> <li>繊維製品の滅菌消毒の業務を委託する 場合における当該業務に係る設備を除く。</li> </ol>
2 0	洗濯施設設けられているか。	法21.1.12 法21.3 則21.1.1 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】 1. 洗濯施設が設けられていること。	1. 寝具 布団、毛布、シーツ、枕、包布等 2. 寝具類の洗濯の業務を委託する場合に おける当該業務に係る設備を除く。
2 1	談話室 定められた基準 に適合している か。	法21.1.12 法21.3 則21.1.2 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】  1. 療養病床を有する病院にあっては、患者同士又は患者とその家族が談話を楽しめる広さとなっていること。(食堂等との共用は可能)	1. 平成12年3月31日までに療養型病 床群に転換したものについては、談話 室がなくても可。 (平成13年改正省令附則第22条)
2 2	食堂 定められた基準 に適合している か。	法21.1.12 法21.3 則21.1.3 都道府県の 条例	【参酌すべき基準】  1. 療養病床を有する病院にあっては、療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さとなっていること。	1. 平成12年3月31日までに療養型病 床群に転換したものについては、食堂 がなくても可。 (平成13年改正省令附則第22条)

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
2 3	浴室	法21.1.12	【参酌すべき基準】	1. 平成12年3月31日までに療養型病
		法21.3	1. 療養病床を有する病院にあって	床群に転換したものについては、浴室
	定められた基準	則21. 1. 4	は、身体の不自由な者が入浴す	がなくても可。
	に適合している	都道府県の	るのに適したものとなっている	(平成13年改正省令附則第22条)
	か。	条例	こと。	

## 2 放射線装置及び同使用室

	対線装置及び同使用		T			
区分	項目	根拠法令	摘	要	備	考
1	エックス線装置	法21.1.6	※エックス線装置を	有すべき病院		
	及び同診療室	則20. 1. 7				
			内科、心療内科、リ	リウマチ科、小		
	所定の障害防止		児科、外科、整形外	科、形成外科、		
	の方法等適正な		美容外科、脳神経外	<b>卜科、呼吸器外</b>		
	施設・設備が設		科、心臓血管外科、	,小児外科、		
	けられ、かつ、管		泌尿器科、リハビリ	テーション科		
	理されている		及び放射線科の一	を有する病院		
	か。		又は歯科医業につ	いての診療科		
			名のみを診療科名	とする病院。		
		則30	1. 防護措置		1. 所定の障害防止の	7万法
			エックス線装置に	所定の障害防	(則第30条参照)	
			止の方法が講じられ	れていること。		
		則30の4	2.壁の構造		2. 所定の線量	
			画壁等は、その外	則における実	①1mSv/1週間	
			効線量が所定の線	量以下になる	②画壁等	
			ように遮蔽されてい	ハること。	天井、床及び周囲	
					(ただし、その外側	が、人が通行し、又は
					停在することのな	:い場所である場合を
					除く。)	
		則30の4	3. 操作する場所			
			エックス線装置を	操作する場所		
			は、エックス線診	寮室と別室に		
			なっていること。	(ただし、所		
			定の箱状の遮蔽物	を設けたとき、		
			近接撮影を行うと	き等の場合で		
			必要な防護物を設	けたときは、こ		
			の限りでない。)			
		則30の4	4. 標識			
			エックス線診療室	である旨を示		
			す標識が付されてい	いること。		
2	診療用高エネル	則30の2	※診療用高エネルギ	一放射線発生		
	ギー放射線発生	則30の5	装置を有する病院			
	装置及び同使用					
	室		1. 防護措置			
			診療用高エネルギ	一放射線発生		が開放されていると
	所定の障害防止		装置に所定の障害	防止の方法が		を遮断するインター
	の方法等適正な		講じられているこ		ロックを設けるこ	と(則第30条の2第
	施設・設備が設				4号)	
	けられ、かつ、管					
	理されているか		   2. 壁の構造		2. 所定の線量	
	7.7000		2. 至り   画壁等は、その外側	における実効	①1mSv/1週間	
			四土守は、しツバ関	11-4017の大別		

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
			線量が所定の線量以下になるように遮蔽されていること。  3. 出入口 人が常時出入する出入口が1ヶ所で、その出入口には放射線発生時に自動的にその旨を表示する装置が設けられていること。  4. 標識 使用室である旨を示す標識が付	②画壁等 天井、床及び周囲の画壁をいう。 (ただし、その外側が、人が通行し、又は 停在することのない場所である場合を 除く。)
3	診療用粒子線照 射装置及び同使 用室	則30の2の2	されていること。 ※診療用粒子線照射装置を有する 病院	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、	則30の5の2	1. 防護措置 診療用粒子線照射装置に所定の 障害防止の方法が講じられてい ること。	1. 当該使用室出入口が開放されているとき、放射線の照射を遮断するインターロックを設けること。
	管理されているか。		2.壁の構造 画壁等は、その外側における実効 線量が所定の線量以下になるよ う遮蔽されていること。	<ol> <li>7. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>② 画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ol>
			3. 出入口 人が常時出入する出入口が1ヶ 所で、その出入口には放射線発照 射時に自動的にその旨を表示す る装置が設けられていること。	
			4. 標識 使用室である旨を示す標識が付されていること。	
4	診療用放射線照 射装置及び同使 用室	則30の3 則30の6	<ul><li>※診療用放射線照射装置を有する</li><li>病院</li></ul>	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、		1. 防護措置 診療用放射線照射装置に所定の 障害防止の方法が講じられてい ること。	1. 所定の障害防止装置が講じられている、 但し書きの装置の操作以外にあっては、 当該照射装置の照射口は、当該使用室の 室外から遠隔操作によって開閉できる ものであること。(則第30条の3第3項)

区分	項目	根拠法令	摘要	備考
	管理されている か。		2. 主要構造部等 使用室の主要構造部等は耐火構 造又は不燃材料を用いた構造と なっていること。	2. ①主要構造部等(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部並びに当該使用室を区画する壁及び柱をいう。以下同じ。) ②耐火構造又は不燃材料(建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。)
			3. 画壁の構造 画壁等は、その外側における実 効線量が所定の線量以下になる ように遮蔽されているこ と。	<ul> <li>3. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>②画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ul>
			4. 出入口 人が常時出入する出入口は、1ヶ 所で、その出入口には放射線発生 時に自動的にその旨を表示する装 置が設けられていること。	
			5. 標識 使用室である旨を示す標識が付 されていること。	
			6. 器具の紛失防止 装置の紛失防止を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ 材の目地等のすき間の少ないも のとされていること。	
5	診療用放射線照 射器具使用室	則30の7	※診療用放射線照射器具を有する 病院	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、 管理されている か。		1. 画壁の構造 画壁等は、その外側における実 効線量が所定の線量以下になる ように遮蔽されているこ と。 2. 出入口 人が常時出入する出入口は、1 か所となっていること。	1. 所定の線量 ① 1 m S v / 1 週間 ②画壁等
			3. 標識 使用室である旨を示す標識が付 されていること。	

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
			4. 器具の紛失防止 器具の紛失発見を容易にするため、突起物、くぼみ及び仕上げ 材の目地等のすき間の少ないも のとされていること。	
6	放射性同位元素 装備診療機器使 用室 所定の障害防止 の方法・設備が はられているか	則30の7の2	<ul> <li>※放射性同位元素装備診療機器を有する病院</li> <li>1. 主要構造部等は、耐力を開発を開発を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を表する。</li> <li>2. 外部に通ずる部分には閉鎖のためののでは、は関連を表がある。</li> <li>3. 標識をあること。</li> <li>4. 予防措置を開始を開始を開始を表した。</li> <li>4. 予防措置を開始を開始を表した。</li> <li>4. 予防措置を開始を表した。</li> <li>4. 予防措置を開始を表した。</li> <li>4. 予防措置を開始を表した。</li> <li>4. 予防措置を開始を表した。</li> <li>4. 予防措置を表しているとのであるとのである。</li> <li>4. 予防措置を表しているとのであるとのであるとのであるとのであるとのではあるとのであるとのであるとのである。</li> </ul>	
7	診療用放射性同位元素使用室 所定の障害防止の方法・設備が設けられ、かつ、管理されているか。	則30の8	※診療用放射性同位元素を有する 病院  1. 主要構造部等 使用室の主要構造部等は、耐火 構造又は不燃材料を用いた構造 となっていること。(ただし、所 定の数量以下の診療用放射性同 位元素を使用する場合は、この限 りではない。)  2. 部屋の区画 準備室と診療室が区画されてい ること。	1. 所定の線量 (則別表第2参照) 2. 準備室(診療用放射性同位元素の調剤 等を行う室)

区分	項	目	根拠法令	摘	要	備	考
				3. 画壁の構造 画壁等は、その外側に 効線量が所定の線量 ように遮蔽されてい と。	以下になる		囲の画壁をいう。 則が、人が通行し、 のない場所である場
				4. 出入口 人が常時出入する出 ヶ所となっているこ			
				5. 標識 使用室である旨を示 されていること。	す標識が付		
				6. 内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、 ぼみ及び仕上材の目 まの少ない構造とな と。 ②内部の壁、床等の表 であり気体又は液体 くく、かつ、腐食し で仕上げられている	地等のすき っているこ 面は、平滑 が浸透しに にくい材料		
				7. 出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の な放射線測定器、汚 要な器材及び排水設 た洗浄設備並びに更 けられていること。	染除去に必 備に連結し		
				8. 準備室に設けるべき ①準備室には排水設備 洗浄設備が設けられ と。 ②準備室にフード、グ クス等の装置が設け ときは、その装置は 連結されていること。	に連結した ているこ ローブボッ られている 排気設備に		

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
8	陽電子断層撮影 診療用放射性同 位元素使用室		※陽電子断層撮影診療用放射性同 位元素を有する病院	
	所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、 管理されている		1. 主要構造部等 陽電子断層撮影診療用放射性同 位元素使用室の主要構造部等は、 耐火構造又は不燃材料を用いた 構造となっていること。	1. 所定の線量 (則別表第2参照)
	か。		2. 部屋の区画 準備室、診療室、待機室が区画 されていること。待機室を有し ないことが認められた施設につ いては、待機室に準ずる場所を 設定していること。	①準備室(陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素の調剤等を行う室) ②診療室(陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素を用いて診療を行う室) ③待機室(陽電子断層撮影診療用放射性 同位元素が投与された患者等が待機する室)
			3. 画壁の構造 画壁等は、その外側における実 効線量が所定の線量以下になる ように遮蔽されていること。	3. 所定の線量         ① 1 m S v / 1 週間         ②画壁等         天井、床及び周囲の画壁いう。         (ただし、その外側が、人が通行し、         又は停在することのない場所である場合を除く。)
			4. 出入口 人が常時出入する出入口は、1 ヵ所となっていること。	
			5. 標識 陽電子断層撮影診療用放射性同 位元素使用室である旨を示す標 識が付されていること。	
			6. 撮影装置操作場所 陽電子放射断層撮影装置の操作 場所を陽電子断層撮影診療用放 射性同位元素使用室の外部に設 けていること。	
			7. 内部の壁等の構造 ①内部の壁、床等は、突起物、く ぼみ及び仕上材の目地等のすき まの少ない構造となっているこ と。	
			②内部の壁、床等の表面は、平滑であり気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕	

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
			上げられていること。  8. 出入口に設けるもの 出入口付近に汚染の検査に必要 な放射線測定器、汚染除去に必 要な器材及び排水設備に連結し た洗浄設備並びに更衣設備が設 けられていること。  9. 準備室に設けるべきもの ①準備室には排水設備に連結した 洗浄設備が設けられていること。 ②準備室にフード、グローブボッ クス等の装置が設けられている ときは、その装置は排気設備に 連結されていること。	
9	貯蔵施設 所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、管 理されているか		<ul> <li>※診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院</li> <li>1. 部屋の区画貯蔵施設は、貯蔵室、貯蔵箱等外部と区画された構造のものとなっていること。</li> <li>2. 画壁の構造貯蔵施設の外側における実効線量が所定の線量以下になるように遮蔽されていること。</li> </ul>	<ol> <li>7. 所定の線量</li> <li>① 1 m S v / 1 週間</li> <li>② 画壁等</li> <li>天井、床及び周囲の画壁をいう。</li> <li>(ただし、その外側が、人が通行し、又は停在することのない場所である場合を除く。)</li> </ol>
			3. 主要構造部等 貯蔵室の主要構造部等は、耐火 構造でその開口部には特定防火 設備に該当する防火戸が設けら れていること。(ただし、診療 用放射線照射装置又は診療用放 射線照射器具を耐火性の構造の 容器に入れて貯蔵する場合は、 この限りでない。)	3. 特定防火設備に該当する防火戸 建築基準法施行令第112条第1項に規 定するもの。

区分	項	目	根拠法令	摘    要	備	考
区分	項	目	根拠法令	摘 要  4. 貯蔵箱等	とな 診 所定の線 量率	
					100マイクロシーへ 300マイクロシーへ 300マイクロン 30	ジルト毎時
				断層撮影診療用放射性同位元 の種類及び数量が表示されて ること。		

区分	項目	根拠法令	摘    要	備考
			9. 受皿、吸収材その他放射性同位 元素による汚染のひろがりを防止するための設備又は器具が設けられていること。	
1 0	運搬容器 所定の障害防止 の方法等適正な 施設・設備が設 けられ、かつ、管 理されている か。	則30の10	<ul><li>※診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を院内で運搬して使用する病院</li><li>1. 診療用放射線照射器具、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線</li></ul>	所定の用件 (則第30条の9第8号イ〜ニ参照)
			同位元素又は陽電子断層撮影診 療用放射性同位元素を運搬する 容器は、所定の要件を備えてい ること。	
1 1	廃棄施設 所定の障害防止 の方法等適正な	則30の11	※診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を有する病院	
	施設・設備が設けられ、かつ、管理されているか。		1. 画壁の構造 廃棄施設の外側における実効線 量が所定の線量以下になるよう に遮蔽されていること。	
			2. 廃液中濃度 排水口における排液中の放射性 同位元素の濃度を所定の濃度限 度以下とする能力を有している こと。	2. 所定の濃度限度 排水口(排水監視設備を設けた場合は 境界)において則第30条の26第1項に 定める能力
			3. 排水設備 排水設備は、排液の漏れにくい 構造であり浸透しにくく、か つ、腐食しにくい材料が用いら れていること。	3. 排水設備(排水管、排液処理槽、その 他液体状の診療用放射性同位元素又は 放射性同位元素によって汚染された液 を排水し又は浄化する一連の設備)
			4. 廃液処理槽 ①排液処理槽は、排液採取又は排 液中の放射性同位元素の濃度測 定ができる構造であり、かつ、排 液流出の調節装置が設けられて	

区分	項	目	根拠法令	摘    要	備考
				いること。 ②排液処理槽の上部開口部はふたのできる構造となっていること又はその周囲に人がみだりに立ち入らないよう柵その他の施設が設けらていること。	
				5. 標識 排水管及び排液処理槽並びに人 がみだりに立ち入らないための 柵等を設けた場合の出入口付近 に排水設備である旨を示す標識 が付されていること。	
				6. 排気設備 ①排気設備は、排気口における排 気中の放射性同位元素の濃度を 所定の濃度限度以下とする能力 を有していること。	6. 診療用放射性同位元素又は陽電子断層 撮影診療用放射性同位元素を使用する 病院 (則第30条の11第1項第3号ただし書に 規定する場合を除く。) ①排気設備(排風機、排気浄化装置、排 気管、排気口等気体状の放射性同位元 素又は放射性同位元素により汚染され た空気を排気し又は浄化する一連の設 備) ②所定の濃度限度 排気口(排気監視設備を設けた場合は 病院の境界)において則第30条の26 第1項に定める能力
				②排気設備は、人が常時立ち入る場所における空気中及び排気口の放射性同位元素の濃度を所定の濃度限度以下とする能力を有していること。 ③排気設備は、気体が漏れにくい	6-②所定の濃度限度 (則第30条の26第 1項及び2項に定める 限度)
				構造であり、腐食しにくい材料が用いられていること。  7. 標識 排気浄化装置、排気管及び排気	
				口に排気設備である旨を示す標 識が付されていること。 8. 保管廃棄設備 保管廃棄設備は、外部と区画さ	8. 保管廃棄設備 医療用放射性汚染物を保管廃棄する設
				れた構造となっていること。	備。

9. 外部に通ずる部分 保管廃棄設備の外部に通ずる部分に鍵その他閉鎖のための設備 又は器具が設けられていること。  10. 保管廃棄設備の構造 空気を汚染するおそれのある状態にある物を入れる保管廃棄の 容器は気密な構造であること。 また、液体状の診療用放射性同位元素によって汚染された物を入れる保管 廃棄の容器は、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい 材料で作られていること。 な料理である旨を示す 標識が付されていること。 標識が付されていること。 「おいて保管廃棄する場合に限り、保管廃棄設備を設けることを要しない。
(則第30条の11第1項第6号及び第4項 並びに平成16年厚生労働省告示306号 参照) (注)廃棄物については、厚生労働大臣が 指定した者(日本アイソトープ協

区分	項	目	根拠法令	摘	要	備	考
*	感染性	廃棄物					
1.	特別管理 物の管理	産業廃棄	清掃に関する法律 第12条の2第6項 同法第12条の2第 7項	者を定めているか。 ・資格を有している	る特別管理産 皆を配置して	(1)厚生労働大 した者 (2)(1)と同等.	棄物管理責任者の資格 :臣が認定する講習を修了 以上の知識を有すると認め 医師、歯科医師、助産婦等)
2.	帳簿		同法第12条の2第12 項 同法第12条第11項 同法施行規則 第8条の18	関する帳簿をが 項を記載してい	備え、必要事 いるか。 食物の処理の 必要事項を記	ての帳簿は しなければれ 2. 記載の必要! (廃棄物の処	-
3	収集・運		清掃に関する法律 第12条の2第1項、 第2項、	と分別して収集	・運搬及び保 を収納した容 めである旨及 意事項を表示 系者以外が立	すこ例 2.識固意 .囲 設者な.乗ると: 中・ッ・漏す係で状べ:ハ管なぺる外所染のと 鋭な固ク液洩る者き等き性ザはどーこがで性その 発表 の 事状 一保をスとみ保一れの 1 を 1 を 1 を 2 を 2 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4	の関係上専用の保管施設を が困難である場合は、関係 だりに立ち入ることができ 管すること。 般廃棄物及び感染性産業廃 ぞれについて別の形態及び を行う場合は必ず区分して

区分	項目	根拠法令	摘	要	ſ	 備	考
4	委託	法第12条の2第3	1. 受託者が、特別	管理産業廃棄	1. 業者	の確認	
		項、第4項	物運搬業、処分業	の許可を受け	業者	が受けてい	る許可証の写しを
		施行令第6条の6	ていること。		保管し	ていること。	
		施行規則第8条	2. 委託契約書に決	:められた事項	2. 委託	契約書の記述	載事項
		の14	が.記載されている	ること。	(廃棄	物の処理及	び清掃に関する法律
		施行規則第8条	3. 感染性産業廃棄物	勿を委託収集、	施行	規則第8条	の14、15参照)
		の15	運搬及び処理を行	う際に決めら	3. (1)愿	以染性廃棄物	を受託者に引き渡す
			れた事項が記載さ	れている特別	毎に	交付してい.	ること。
			管理産業廃棄物管	理票を交付し	(2) ₹	失められた事	項
			ていること。		(廃棄	物の処理及	び清掃に関する法律
			4. 委託した感染性	産業廃棄物が	施行	規則第8条	の20参照)
			適切に収集、運搬	及び処理され	4. 運搬	受託者又は	処分受託者から返送
			たことを特別管理	産業廃棄物管	されて	きた写しを	5年間保管している
			理票により確認し	、保管してい	こと。		
			ること。				
*	院内感染防止対策		別紙「感染防止対策	点検項目」に	項目の	80%以上:	=0
			より、聞き取りを行	う。			

- 1 一日平均患者数の計算における診療日数
- (1) 入院患者数
  - ア 通常の年は、365日である。
  - イ 病院に休止した期間がある場合は、その期間を除く。
- (2) 外来患者数
  - ア 実外来診療日数(各科別の年間の外来診療日数で除すのではなく、病院の実外来診療 日数で除すこと。)
  - イ 土曜・日曜日なども通常の外来診療体制をとっている場合及び救急の輪番日などにより外来の応需体制をとっている場合は、当該診療日数に加える。
  - ウ 病院に定期的な休診日がある場合は、その日数を除く。
  - エ イに掲げる体制をとっていない場合で、臨時に患者を診察する場合は、診療日数に加えない。
- 2 標準数の算定に当たっての特例

算定期間内に病床数の増減があった病院については、医療法第25条第1項に基づく立入 検査の直近3カ月の患者数で算定するものとする。

ただし、変更後3ヵ月を経過していない場合は、通常のとおりとする。

- ※ 医療法施行規則は、前年度の平均としているが、医療法第25条第1項に基づく立入 検査の目的から、検査日以降の診療体制についても担保する必要があるための特例措置 である。
- 3 常勤医師の定義と長期休暇者等の取扱い
- (1) 常勤医師とは、原則として病院で定めた医師の勤務時間の全てを勤務する者をいう。 ア 病院で定めた医師の勤務時間は、就業規則などで確認すること。
  - イ 通常の休暇、出張、外勤などがあっても、全てを勤務する医師に該当するのは当然で ある。
- (2) 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が、32時間未満の場合は、32時間以上勤務している医師を常勤医師とし、その他は非常勤医師として常勤換算する。
- (3)検査日現在、当該病院に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者(3ヵ月を超える者。予定者を含む。)については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えない。
- (4) (3) にかかわらず、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労働基準法」という。)で取得が認められている産前・産後休業(産前6週間・産後8週間・計14週間)並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)等で取得が認められている育児休業及び介護休業を取得している者については、長期にわたって勤務しない者には該当しない取扱いとする。ただし、当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数が3人(医療法施行規則附則第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (5) 当該医師が労働基準法及び育児・介護休業法等(以下「労働基準法等」という。)で定める期間以上に産前・産後休業、育児休業及び介護休業(以下「産前・産後休業等」という。)を取得する場合には、取得する(予定を含む。)休業期間から労働基準法等で取得が認められている産前・産後休業等の期間を除いた期間が3カ月を超えるときに、長期にわたって勤務していない者に該当するものとする。

- (6) 育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられている期間中(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する3年の期間に限る。)、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱う。ただし、当該取扱いを受ける医師の実際の勤務時間に基づき常勤換算した員数と当該取扱いを受ける医師を除いた他の医師の員数を合算した員数が3人(医療法施行規則附則第49条の適用を受けた病院にあっては2人)を下回る場合には、当該取扱いは認められないこと。
- (7) 当該医師が育児・介護休業法で定める期間(要介護状態にある対象家族を介護する医師にあっては、同法第23条第3項に規定する連続する3年の期間とする。以下同じ。)以上に所定労働時間の短縮措置を講じられている場合には、当該短縮措置の期間から同法で取得が認められている短縮措置の期間を除いた期間が3カ月を超えるときに、短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱わないものとする。

## 4 非常勤医師の常勤換算

(1) 原則として、非常勤医師については、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間により 換算して計算するものとする。ただし、1週間の当該病院の医師の通常の勤務時間が32 時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

なお、非常勤医師の勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整を行うこと。 (例) 月1回のみの勤務サイクルである場合には1/4を乗ずること。

- (2) 当直に当たる非常勤医師についての換算する分母は、病院で定めた医師の1週間の勤務時間の2倍とする。
  - ア 当直医師とは、外来診療を行っていない時間帯に入院患者の病状の急変等に対処する ため病院内に拘束され待機している医師をいう。
  - イ オンコールなど (病院外に出ることを前提としているもの) であっても、呼び出されることが常態化している場合であって、そのことを証明する書類 (出勤簿等) が病院で整理されている場合は、その勤務時間を換算する。
  - ウ 病院で定めた医師の1週間の勤務時間が32時間未満の場合、当該病院の当直時の常 勤換算する分母は、64時間とする。
- (3) 当直医師の換算後の数は、そのまま医師数に計上すること。
- (4)病院によっては、夕方から翌日の外来診療開始時間までの間で、交替制勤務などにより 通常と同様の診療体制をとっている場合もあるが、その時間にその体制に加わって勤務す る非常勤医師の換算は(1)と同様の扱いとする。

なお、「通常と同様の診療体制をとっている場合」とは、夜間の外来診療や救命救急センターのほか、二次救急医療機関、救急告示病院、精神科病院等において外来の応需体制をとっている場合とするが、具体的には、日中の診療時間帯に稼働している全部署(医師をはじめ薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、看護師等)の配置まで求めるものではなく、夜間の入院患者の対応に支障を来さない形で外来の救急患者に対応できるよう従業員を配置するものであること。

### 5 医師数を算出する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査における病院の医師の員数を算定する際の端数の 取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 病院に置くべき医師の員数の標準の算定に当たっては、端数を生じる場合にはそのままで算定する。
  - (例) 一般病床で患者数106人の場合 算定式: (106-52)÷16+3=6.375人
- (2) 病院における医師の員数の算定に当たっては、端数が生じる場合には、そのままで算定

する。

(3) (2) において非常勤医師が複数いる場合には、非常勤医師全員の1週間の勤務時間を 積み上げた上で、当該病院の医師の通常の勤務時間により換算して計算するものとする。

その際、1週間の勤務時間が当該病院の医師の通常の勤務時間を超える非常勤医師がある場合には、その者の当該病院の医師の通常の勤務時間を勤務しているものとして計算するものとする。

また、非常勤医師の勤務時間が1ケ月単位で定められている場合には、1ケ月の勤務時間を4で除して得た数を1週間の勤務時間として換算するものとする。

(例) 常勤医師…5名 (週36時間勤務)

非常勤医師… (週36時間勤務により常勤換算)

A医師 週5.5時間 B医師 週8時間 C医師 週16時間 D医師 週20時間

A+B+C+D=49.5時間 49.5時間/36時間=1.375

## 6 他の従業者の取扱い

### (1) 準用

医師以外の従業者の員数等の算出に当たっては、上記1から4まで(3(4)ただし書き及び(6)ただし書を除く。)を準用する。

なお、常勤換算に当たっては、通常の勤務か当直勤務かにより取扱いが異なっている。 例えば、看護師などで三交替制等の場合の夜勤の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間 の勤務時間となるが、当直の場合の常勤換算の分母は、病院で定めた1週間の勤務時間の 2倍となる。

(2) 従業者数を算定する場合の端数処理

医療法第25条第1項に基づく立入検査においてその員数を算定する際の端数の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1)標準数は、個々の計算過程において小数点第2位を切り捨て、最終計算結果の小数点第1位を切り上げ、整数とする。
- 2) 従業者数は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位までとする。
- 3) 非常勤の他の従業者が複数いる場合、上記換算する際の端数処理は、個人毎に行うのではなく非常勤の他の従業者全員の換算後の数値を積み上げた後行うこと。 ただし、1人の従業者について換算後の数値が1を超える場合は、1とする。
  - (例) A: 0.04…、B: 0.19…、C:  $1.05 \rightarrow 1$ A+B+C=1. 23  $\rightarrow$  1. 2

#### 7 施行期日

上記の取扱いについては、平成25年4月1日から適用する。

ただし、産前・産後休業、育児休業、介護休業及び所定労働時間の短縮に係る医師等従業者の員数の算定については、適切な医療の提供体制を確保する観点から、必要に応じて見直すこととする。